

# DISCLOSURE

令和 **6** 年度

ディスクロージャー誌

令和6年4月1日～令和7年3月31日

私たちの活動を

ご理解いただくために

JA志賀

# 目 次

ごあいさつ	1	⑤ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	38
1. 経営理念・経営方針	2	2. 共済取扱実績	
2. 経営管理体制	2	(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	39
3. 社会的責任と貢献活動	3	(2) 医療系共済の共済金額保有高	39
4. 事業の概況（令和6年度）	5	(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	39
5. リスク管理の状況	8	(4) 年金共済の年金保有高	39
6. 事業のご案内	11	(5) 短期共済新契約高	40
【経営資料】		3. その他事業の実績	
I 決算の状況		(1) 購買品取扱高	40
1. 貸借対照表	12	(2) 受託販売品取扱高	40
2. 損益計算書	14	(3) 保管事業取扱実績	40
3. キャッシュ・フロー計算書	16	(4) 加工事業取扱実績	41
4. 注記表	18	(5) 利用事業取扱実績	41
5. 剰余金処分計算書	26	(6) 介護事業取扱実績	41
6. 部門別損益計算書	27	(7) 指導事業の収支内訳	41
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	29	IV 経営諸指標	
8. 会計監査人の監査	29	1. 利益率	42
II 損益の状況		2. 貯貸率・貯証率	42
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	29	V 自己資本の充実の状況	
2. 利益総括表	30	1. 自己資本の状況	42
3. 資金運用収支の内訳	30	2. 自己資本の構成に関する事項	43
4. 受取・支払利息の増減額	30	3. 自己資本の充実度に関する事項	45
III 事業の概況		4. 信用リスクに関する事項	49
1. 信用事業		5. 信用リスク削減手法に関する事項	56
(1) 貯 金		6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	58
① 種類別貯金平均残高	31	7. 証券化エクスポージャーに関する事項	58
② 定期貯金残高	31	8. CVAリスクに関する事項	59
(2) 貸 出 金		9. マーケット・リスクに関する事項	59
① 種類別貸出金平均残高	31	10. オペレーショナル・リスクに関する事項	59
② 貸出金金利条件別内訳残高	31	11. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	60
③ 貸出金担保別内訳残高	32	12. リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	61
④ 債務保証見返額担保別内訳残高	32	13. 金利リスクに関する事項	61
⑤ 貸出金用途別内訳残高	32	【JAの概要】	
⑥ 貸出金業種別残高	33	1. 機 構 図	63
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	33	2. 役 員	64
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	34	3. 組合員数	64
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	34	4. 組合員組織の状況	64
⑩ 貸倒引当金内訳	36	5. 地 区	65
⑪ 貸出金償却額	36	6. 沿革・歩み	65
(3) 内国為替取扱実績	36	7. 店舗等のご案内	66
(4) 有価証券			
① 保有有価証券平均残高	36		
② 保有有価証券残存期間別残高	37		
③ 有価証券の時価情報	37		
④ 金銭の信託の時価情報	38		

※ 信用事業を行う農業協同組合は農業協同組合法第54条の3の規定により、事業年度ごとに信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載したディスクロージャー誌を作成し、当JAの信用事業を行う全事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することが義務づけられています。

昨今の金融機関を巡る相次ぐ不祥事件が発生する中、金融機関にはこれまで以上に「透明性」「健全性」が求められています。ディスクロージャー誌は組合員並びに地域の皆さまが安心して当JAを利用していただけるよう、当組合の経営方針、社会的責任及び経営内容を明らかにするものです。

# ごあいさつ



代表理事組合長 新谷 克己

平素よりJA志賀の各事業に対し、格別のご理解とご協力を頂いていることにつきまして、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

令和6年度を振り返りますと、一にも二にも能登半島地震からの復旧・復興に明け暮れた1年ではなかったでしょうか。公費解体が徐々に進み、町の光景は一変しましたが、一方で、まだブルーシートがかかったままの屋根や道路や歩道の損傷が手つかずの箇所も数多く見られ、まだまだこれからが復興本番といった状況です。

組合員の皆様におかれましても、納屋や農機具の損壊をはじめ農地や水路の痛みなど、令和6年の農作業では大変なご苦勞を乗り越えて、生産・収穫・出荷に至りました、そのご努力に対し心からの敬意を表するものです。

このような中、JA事業にあっては、建物更生共済加入者の被害調査を最優先に実施し、累計102億円の共済金を支払いさせて頂き、多くの契約者から感謝の言葉を頂戴しました。農業の面においても各種補助金の申請手続きをサポートするなど、持続可能な農業生産の実現に向けた相談対応に取り組みました。

また、昨年夏場からの「令和の米騒動」を受け6年産米の生産者米価が上昇し、ようやく再生産可能な農業所得に近づいた感がありますが、その後の小売価格の異常な高騰や、その一方で政府備蓄米の無制限放出による力づくの価格抑え込みなどを見るにつけ、7年産米価格への影響だけでなく日本の食料安全保障政策の先行きまでもが不安視される状況となっております。引き続き全国JAグループの総力をあげて、農産物の適正価格実現に向けた法制化を強力に要請していくこととしております。

なお、JAの経営収支については、令和5年度決算において多額の災害関連損失を計上した結果赤字決算となり、組合員の皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたが、令和6年度決算は黒字に回帰し、繰越損失を解消するに至りました。これも組合員ならびに地域利用者のご協力の賜物と感謝申し上げますとともに、引き続きのご愛顧・ご利用をお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、組合員の皆様のさらなるご健勝・ご多幸と併せ、1日も早い災害からの完全復興をご祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

令和7年7月

# 1 経営理念・経営方針

## 《基本理念》

協同の力による復旧・復興と農業・JAの持続的発展  
(基本目標)

- ◆持続可能な農業の実現
- ◆豊かでくらしやすい地域共生社会への実現
- ◆経営基盤の強化と事業収益性の向上

## 《基本目標》

### 【経営管理・総務人事部門】

1. 能登半島地震からの復旧・復興への取組み
2. 組合員を基点とした組織基盤の確立・強化
3. 持続可能な経営基盤確立による信頼性確保と役割発揮

### 【信用部門】

1. 農業・くらし・地域の多様なニーズに対し、総合事業性を最大限活かした金融仲介機能の発揮
2. リアルとデジタルを融合した接点構築による組合員・利用者とのつながり強化
3. 他部門との連携強化による資金ニーズの発掘と融資体制の整備強化

### 【共済部門】

1. 「組合員・利用者本位の事業運営」を基調とした「寄り添う活動」の展開
2. LA・スマサポのスキルアップによる事業推進体制の再構築と利用者満足度の向上
3. 不慮の自然災害への備えと復旧・復興支援による農業・地域社会への貢献

### 【購買部門】

1. 組合員・利用者のニーズに応えうる購買事業体制の構築
2. 肥料・農薬等のタイムリーな配送実現に向けた農家戸配送業務の導入と安定運営
3. 生産者のコスト低減支援と良品質な購買品提供の取組み
4. 農機・自動車・給油所事業にかかる人材育成と各事業所のあり方検討

### 【営農部門】

1. 令和6年度能登半島地震からの復旧・復興
2. 担い手支援の強化、担い手確保・育成
3. 営農指導体制の強化
4. 水稻作物の振興・販売力強化
5. 園芸作物の振興・販売力強化

# 2 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

## 3 社会的責任と貢献活動

当ＪＡでは自己改革に関する基本目標として、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を掲げています。

農業者の世代交代による担い手不足、農産物の消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少による地域社会の疲弊等の厳しい環境変化のなか、基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的に新しい事業展開に取り組んでまいります。

### (1) 農業振興活動

#### ① 農地フル活用による生産振興と販売力の強化

##### ア. ＪＡ直売所を拠点とした生産拡大

直売所を通じて、多様な担い手が農業生産に積極的に取組めるよう、出荷者による組織化の展開や、栽培講習会の定期的開催など、出荷者の生産拡大に向けた取組み支援を行っています。

#### ② 付加価値の増大と新たな需要開拓

##### ア. 農畜産物の全国ブランド化

独自の農畜産物について、品質・収量の安定を図り、全国ブランドを確立できるように取り組んでいます。

##### イ. 地理的表示保護制度（GI）

「能登志賀ころ柿」が地理的表示保護制度（GI）に登録されるなど、産地振興と生産者の所得増大に取り組んでいます。

#### ③ 生産コスト低減への取り組み強化

##### ア. 新たな栽培技術によるトータル生産コストの引き下げ

物財費や労働費を含めた低コスト生産技術や増収技術の確立・普及について、年次別に目標設定・実践していくことによりトータル生産コストの低減に取り組んでいます。

#### ④ 担い手経営体のニーズに応える個別対応

##### ア. 担い手経営体に出向く体制の整備・充実

TAC活動の強化により、担い手経営体に出向く体制を整備・充実するとともに、TAC活動によって得られた情報を得られた情報をＪＡ役職員、関係部門間で共有しています。

#### ⑤ 多様な担い手の育成と農業経営安定化の実現

##### ア. 新規就農者に対する支援強化

青年層のみならず定年帰農者、女性層等、幅広く新規就農者の育成と確保を図ることとし、農業に必要な栽培技術や専門知識の習得、機械の取得や施設整備、農地の確保等に関する支援や新規就農情報の発信など、関係機関との強化を進めています。

### (2) 地域貢献活動

① 確実に進んでいる高齢化社会において、「お年寄りと家族が安心して暮らせる」地域社会を目指し、ホームヘルプサービス等、積極的に福祉活動に取り組んでいます。

② 学童体験農園を通じ、子供たちに対して農業への理解を深めています。

③ 農業まつり・学校給食への食材提供等を通じ、食への理解とおいしく安全な食料をPRするとともに、その安定供給に努めています。

④ 年金友の会を結成し、地域の方々の交流と健康増進のお手伝いをしています。

⑤ ＪＡグループ全体で「年金友の会グランドゴルフ大会」等を開催し、参加者の技術向上と親睦融和を図っています。

⑥ 年金アドバイザーによる年金相談も行っています。

⑦ 女性大学を開催し、趣味の輪を広げています。

⑧ 地域ボランティア活動へ積極的に参加しています。

## お客さま本位の業務運営に関する取組方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、相互扶助の精神のもと、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じた豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指すため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

### 1. 組合員・利用者への最良・最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供

#### (1) 金融商品

貯金・ローン等をはじめとする組合員・利用者の暮らしに便利な金融商品をライフスタイルに合わせて提供いたします。また、組合員・利用者の皆さまには、高齢者や若年層など、各世代に適した金融商品を取り揃え提供いたします。

なお、当組合は、投資性金融商品の組成は行っておりません。

#### (2) 共済仕組み・サービス

当組合は、市場環境の変化・生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう寄り添いながら最良・最適な共済仕組み・サービスを提供いたします。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）は提供しておりません。

### 2. 組合員・利用者本位の提案と情報提供

#### (1) 信用の事業活動

① 組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に応じて、組合員・利用者の皆さまにふさわしい金融商品・サービスを提案いたします。特に、ご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、ご家族も含めてご理解いただけるよう丁寧に説明を行います。

② 金融商品・サービスのご提案にあたっては、希望する商品やサービスの利用目的を十分に確認したうえで、商品間の比較が容易となるよう、パンフレット等を活用し分かりやすい情報提供を実施いたします。特に、組合員・利用者が負担する手数料・費用等の重要な情報は、丁寧に説明いたします。

#### (2) 共済の事業活動

① 組合員・利用者の皆さまに対して、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた、最適な保障・サービスを提案いたします。

② 保障の加入にあたっては、保障設計書を用い、分かりやすく提案いたします。また、契約手続き時における重要な情報については必ず「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」を交付し、組合員・利用者への意向把握・確認を行い丁寧な説明を実施いたします。

③ ご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧に分かりやすくご説明し、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、きめ細やかな対応を行います。

④ 保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。

### 3. 組合員・利用者本位の各種手続きやアフターフォローの実施

組合員・利用者の信頼と期待に応え、安心して継続的にご利用いただけるよう以下の取り組みを実施いたします。

手続きの簡素化：組合員および利用者が安心して手続きを行えるよう、分かりやすい説明とサポートを提供いたします。

アフターフォロー：契約内容の確認や共済金の請求漏れ防止など、継続的なフォローアップを実施いたします。

### 4. 組合員・利用者の「声」を活かした業務改善

当組合は、総代会や地区別説明会等で組合員・利用者の皆さまの「声（お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など）」を積極的に収集し、業務改善に反映させます。

### 5. 利益相反の適切な管理

当組合は、組合員・利用者の皆さまの金融商品選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において、組合・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」等を定め、本方針等に基づき適切に管理いたします。

### 6. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当組合は、組合員・利用者の皆さまの信頼を獲得し、満足していただける金融商品・共済仕組み・サービスを提供できるよう継続的・定期的な研修や資格取得の支援等に取り組み、誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築いたします。

## 4 事業の概況（令和6年度）

### (1) 事業の概況

令和6年度のJA事業は、能登半島地震からの復旧・復興に向け、組合員ならびに地域とともに注力する1年でありました。

年度前半は、建物共済加入者の損害調査を最優先に実施し、累計102億円の補償支払いにより契約者の暮らしの再建を支援しました。同様に農地・農舎・農機等の被害に関する相談窓口をJA内に設置し、営農継続のための各種申請手続き等を進めました。

こうした中、昨年6月の通常国会において「食料・農業・農村基本法」が25年ぶりに改正され、食料安全保障の強化に向け具体的な計画が順次策定されることとなりました。時を同じくして米不足が懸念され始め、8月には「令和のコメ騒動」に発展する中、民間集荷業者の高値提示からJAの集荷は大いに苦戦を強いられましたが、JA出荷者に対する追加支払いや支援金交付により遜色ない買入水準を確保しました。園芸品目においても震災や猛暑の影響により、出荷高は総じて計画を下回りましたが、価格面では特産のスイカ・ころ柿が良好な販売環境で推移しました。

JA経営収支は、17年ぶりの金利上昇局面を迎え金融収支が厳しさを増す中、震災により損壊した施設の復旧経費等が発生しましたが、きめ細かな事業推進や効率的な資金運用に徹するとともに、各種震災補助金等の有効活用により2年ぶりに黒字転換することができました。

主な事業の取扱高は次のとおりです。

貯金残高	53,704百万円	貸出金残高	5,555百万円
長期共済保有高	135,292百万円	長期共済新契約高	8,971百万円
購買品取扱高	1,786百万円	販売品取扱高	1,638百万円
単体自己資本比率	24.16%		

損益につきましては、組合員・利用者の皆様のおかげによりまして、経常利益102,994千円、税引前当期利益364,675千円という結果となりました。

### (2) 業務の適正を確保するための体制

当JAでは、法令遵守等の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

今年度の運用状況の概要は、各項目下段に、「運用状況について」と記載のあるとおりです。

#### 内部統制システム基本方針

##### 1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- (3) 内部監査部署を設置し、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。内部監査の結果、改善要請を受けた部署については、速やかに必要な対策を講じる。

- (4) 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度を活用し、法令違反等の未然防止に努める。
- (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が適正な監査を行えるよう、三者が密接に連絡できる体制を整備する。
- (7) 業務上知り得た当組合及び子会社等の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

(運用状況について)

組合の地域特性・組合員ニーズ等に応じて独自の経営理念を定め、中期計画等に反映して役職員に周知徹底し実行している。

コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスプログラムを定め、研修会の開催や自店検査、人事ローテーション、職場離脱等の諸制度を適切に実施している。

内部監査の実施により業務運営にかかる問題点が把握され、その改善取組みについての的確な進捗管理により実施している。

また、役員による重要性の理解と陣頭指揮のもと、現業部署・リスク管理部署・内部監査部署が連携して反社会的勢力排除や金融犯罪防止にあたっている。

## 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

(運用状況について)

情報セキュリティに係る基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応を図っている。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- (2) 組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

(運用状況について)

リスク管理基本方針を策定し、組合を取り巻くリスクの把握に努めるとともに理事会で定期的に協議・検討を行っている。

## 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

(運用状況について)

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。人材育成指針を策定

し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

定期的に収支シミュレーションを実施し、経営改善に取り組んでいる。

#### 5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するために必要な体制を整備する。
- (2) 監事と定期的な協議を実施し、十分な意思疎通をはかる。
- (3) 内部監査担当部署に対して監事と十分な連携を行うよう指示する。

(運用状況について)

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している

#### 6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各業務が適正かつ効率的に執行されるよう、規程やマニュアル、業務フロー等の業務処理に係る内部統制を整備する。
- (2) 業務処理に係る内部統制が運用されるよう、定期的な検証と是正を行う。
- (3) 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- (4) 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

(運用状況について)

各業務について統一的な事務手続きを定めることにより内部統制を整備し、職員への研修の実施や内部監査・自店検査の実施によりそれらの定着及び高度化を図っている。子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めている。

#### 7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- (4) 「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任」をディスクロージャー誌に記載して表明する。

(運用状況について)

経理規程を定め、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めており、会計処理にあたっては業務システムと連携した会計システムが構築されている。

財務情報の開示にあたり、決算業務にかかる体制を整備するとともに、内部監査等により財務諸表等の正確性を維持する仕組みが構築されている。

## 5 リスク管理の状況

### ◇リスク管理体制

#### 〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理態勢と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

#### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店と連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用状況については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

#### ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

#### ⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、内部規程・マニュアルなどを策定しています。

### ◇法令遵守体制

#### 〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題の一つとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

#### 〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

#### 〔個人情報保護方針〕

当ＪＡでは組合員情報の保護管理を徹底するために、職員に対する周知及び保護管理状況の点検等を行い、組合員が安心してご利用いただけるように、組合員情報の保護管理に万全を期すよう取り組んでいます。

#### 〔情報セキュリティ基本方針〕

当ＪＡでは情報資産保護の基本方針としてセキュリティポリシーを制定し、安全対策に万全を期しています。

#### 〔金融商品の勧誘方針〕

当ＪＡは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮の上、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。

3. 不確実な事項について断片的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

#### ◇金融ADR制度への対応

##### ① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（電話：0767-32-1155（月～金 8時15分～17時））

##### ② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

###### ・信用事業

金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）

（信用事業の紛争解決措置利用にあたっては、①の窓口またはJAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出下さい。なお、金沢弁護士会紛争解決センターに直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。）

###### ・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

（各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧くださいか、①の窓口にお問い合わせ下さい。）

#### ◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

#### ◇金融円滑化体制

当JAでは、平成21年12月金融円滑化法施行以来、金融円滑化にかかる基本的方針を定め、貸付条件変更申込があった取引先に対して、キャッシュフロー検証や対象中小企業等の業況・特性を踏まえた審査により、対応処理してきました。

金融円滑化法は平成25年3月末に期限を迎えましたが、今後もこの方針に基づき、お客様からのご相談等により一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

## 6 事業のご案内

### (信用事業)

信用事業は、貯金・融資・為替決済などの金融サービスを提供することにより農業をはじめ地域社会の発展に貢献しています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクとして大きな力を発揮しています。

#### 1. 貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまにもお気軽にご利用いただけるよう貯金の種類として当座貯金・普通貯金・貯蓄貯金・定期貯金・定期積金などの各種貯金を目的・期間にあわせてご利用いただいております。

#### 2. 融資業務

組合員への融資を始め、地域の皆さまの暮らしや、事業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体・農業関連産業などへも融資し、地域経済の発展に貢献しています。さらに、(株)日本政策金融公庫(旧農林公庫)等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

#### 3. 為替決済業務

全国のJAをはじめ、すべての民間金融機関とオンライン提携し、送金・振込・代金取立等の内国為替業務を行っています。

貯金ネットサービスは都銀・地銀をはじめとする民間金融機関とCDオンライン提携しており全国の金融機関のCD・ATM利用が可能となっています。

また、給与・年金等口座振替業務についてもお取り扱いしています。

#### 4. 国債の窓口販売業務

長期利付国債および割引国債の窓口販売業務を行っています。

### (共済事業)

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

**長期共済** 終身共済、定期生命共済、養老生命共済、こども共済、医療共済、がん共済、  
定期医療共済、介護共済、年金共済、建物更生共済、生活障害共済、特定重度疾病共済

**短期共済** 火災共済、自動車共済、傷害共済、定額定期生命共済、賠償責任共済、自賠責共済

### (経済事業)

JAは信用・共済事業の他に、農業から生活までに関わるさまざまな事業を行っています。

#### 1. 農業に関わる事業

JAは肥料や農薬等の生産資材の販売、米や野菜などの農産物の生産・販売、育苗センター・ライスセンター・カントリーエレベーター・選果場等の農業関連施設の利用事業、営農指導・相談を行っています。

#### 2. 生活に関わる事業

JAは日用品・プロパンガス・ガソリン・車など生活に関わる用品を販売しています。また、旅行の手配、生活福祉事業(高齢者福祉事業・健康管理活動・生きがづくり活動)を行っています。

## 【経営資料】

# I 決算の状況

## 1 貸借対照表

(単位：千円)

科 目 ( 資 産 の 部 )	資 産	
	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
1. 信用事業資産	51,931,315	53,779,824
(1) 現 金	143,193	155,071
(2) 預 金	35,963,957	32,647,125
系統預金	34,352,654	30,732,215
系統外預金	1,611,303	1,914,909
(3) 有価証券	10,584,484	15,358,286
(4) 貸 出 金	5,236,664	5,555,753
(5) その他の信用事業資産	62,187	97,690
未収収益	41,618	81,680
その他の資産	20,569	16,009
(6) 貸倒引当金	▲ 59,171	▲ 34,103
2. 共済事業資産	693	2,640
(1) その他の共済事業資産	693	2,640
3. 経済事業資産	569,713	758,563
(1) 受取手形	1,242	1,000
(2) 経済事業未収金	440,505	604,360
(3) 経済受託債権	48,202	73,187
(4) 棚卸資産	82,331	90,141
購 買 品	50,548	56,107
その他の棚卸資産	31,782	34,034
(5) その他の経済事業資産	23,643	16,047
(6) 貸倒引当金	▲ 26,211	▲ 26,172
4. 雑 資 産	100,605	105,480
5. 固定資産	924,863	884,873
(1) 有形固定資産	924,841	884,535
建 物	2,340,124	2,167,287
機械装置	727,954	728,498
土 地	110,177	109,305
建設仮勘定	0	23,496
その他の有形固定資産	419,951	422,267
減価償却累計額	▲ 2,673,367	▲ 2,566,319
(2) 無形固定資産	21	338
その他の無形固定資産	21	338
6. 外部出資	2,165,070	2,165,070
(1) 外部出資	2,165,070	2,165,070
系統出資	2,054,772	2,054,772
系統外出資	85,690	85,690
子会社等出資	24,608	24,608
7. 繰延税金資産	—	34,305
資 産 の 部 合 計	55,692,261	57,730,757

(単位：千円)

負債及び純資産		
科目	令和5年度	令和6年度
(負債の部)		
1. 信用事業負債	51,281,034	53,772,767
(1) 貯金	51,208,777	53,704,740
(2) その他の信用事業負債	72,257	68,026
未払費用	4,549	12,332
その他の負債	67,708	55,694
2. 共済事業負債	199,253	201,591
(1) 共済資金	108,496	108,387
(2) 未経過共済付加収入	85,733	87,789
(3) 共済未払費用	3,270	4,163
(4) その他の共済事業負債	1,303	1,251
3. 経済事業負債	196,262	390,409
(1) 経済事業未払金	140,421	318,230
(2) 経済受託債務	50,450	66,204
(3) その他の経済事業負債	5,390	5,974
4. 雑負債	124,833	172,569
(1) 未払法人税等	536	51,850
(2) 資産除去債務	14,500	6,100
(3) その他の負債	109,797	114,619
5. 諸引当金	869,243	777,433
(1) 賞与引当金	10,046	10,061
(2) 退職給付引当金	202,218	192,081
(3) 役員退職慰労引当金	19,159	22,898
(4) ポイント引当金	218	216
(5) 災害損失引当金	637,600	552,175
6. 繰延税金負債	5,059,014	-
負債の部合計	52,675,686	55,314,771
(純資産の部)		
1. 組合員資本	3,386,074	3,696,613
(1) 出資金	855,949	833,595
(2) 利益剰余金	2,534,893	2,879,179
利益準備金	1,097,949	1,097,949
その他利益剰余金	1,436,943	1,781,229
任意積立金	1,702,805	1,702,805
リスク管理積立金	732,892	732,892
農業経営基盤積立金	145,000	145,000
施設整備積立金	324,000	324,000
特別積立金	500,913	500,913
当期末処分剰余金 (▲損失金)	▲ 265,832	78,423
(うち当期剰余金 (▲損失金))	(▲ 633,189)	(344,285)
(3) 処分未済持分	▲ 4,768	▲ 16,161
2. 評価・換算差額等	▲ 369,499	▲ 1,280,627
(1) その他有価証券評価差額金	▲ 369,499	▲ 1,280,627
純資産の部合計	3,016,574	2,415,985
負債及び純資産の部合計	55,692,261	57,730,757

## 2 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	836,582	866,081
事業収益	2,193,874	2,446,602
事業費用	1,357,290	1,580,634
(1) 信用事業収益	327,144	393,076
資金運用収益	306,044	348,881
(うち預金利息)	(131,215)	(150,277)
(うち有価証券利息)	(103,766)	(128,552)
(うち貸出金利息)	(51,534)	(52,243)
(うちその他受入利息)	(19,527)	(17,807)
役務取引等収益	10,082	11,259
その他事業直接収益	—	23,454
その他経常収益	11,017	9,481
(2) 信用事業費用	39,601	97,698
資金調達費用	3,078	19,252
(うち貯金利息)	(2,721)	(18,753)
(うち給付補填備金繰入)	(83)	(91)
(うちその他支払利息)	(274)	(407)
役務取引等費用	4,327	4,773
その他事業直接費用	—	76,440
その他経常費用	32,194	▲ 2,767
(うち貸倒引当金繰入額)	(59,171)	(34,103)
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 48,223)	(▲ 59,171)
信用事業総利益	287,543	295,377
(3) 共済事業収益	251,439	250,538
共済付加収入	239,702	235,670
その他の収益	11,736	14,867
(4) 共済事業費用	19,702	21,216
共済推進費	6,436	7,225
その他の費用	13,266	13,991
共済事業総利益	231,736	229,321
(5) 購買事業収益	1,346,865	1,551,478
購買品供給高	1,267,033	1,465,429
購買手数料	7,883	9,844
修理サービス料	43,814	45,987
その他の収益	28,133	30,216
(6) 購買事業費用	1,135,165	1,310,492
購買品供給原価	1,058,013	1,239,152
購買供給費	21,759	22,516
その他の費用	55,391	48,823
(うち貸倒引当金繰入額)	(25,999)	(26,073)
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 15,468)	(▲ 25,999)
購買事業総利益	211,700	240,985
(7) 販売事業収益	67,676	63,028
販売品販売高	2,526	1,395
販売手数料	52,855	51,613
その他の収益	12,294	10,019
(8) 販売事業費用	13,571	10,133
販売品販売原価	1,813	1,194
販売費	6,897	5,496
その他の費用	4,860	3,442
販売事業総利益	54,105	52,894

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(9) 保管事業収益	17,596	13,515
(10) 保管事業費用	14,013	11,066
保管事業総利益	3,583	2,448
(11) 加工事業収益	1,944	1,617
(12) 加工事業費用	318	330
加工事業総利益	1,626	1,287
(13) 利用事業収益	164,486	159,973
(14) 利用事業費用	115,723	114,573
利用事業総利益	48,763	45,399
(15) その他事業収益	26,675	23,060
(16) その他事業費用	23,293	20,360
その他事業総利益	3,381	2,700
(17) 指導事業収入	820	1,247
(18) 指導事業支出	6,676	5,580
指導事業収支差額	▲ 5,856	▲ 4,332
2. 事業管理費	813,168	807,991
(1) 人件費	585,137	576,807
(2) 業務費	68,763	71,079
(3) 諸税負担金	19,317	19,442
(4) 施設費	138,656	139,077
(5) その他費用	1,293	1,585
事業利益	23,413	58,090
3. 事業外収益	40,685	44,942
(1) 受取雑利息	818	1,535
(2) 受取出資配当金	36,158	37,597
(3) 賃貸料	1,339	4,688
(4) 雑収入	2,368	1,120
4. 事業外費用	92	37
(1) 寄付金	92	37
経常利益	64,006	102,994
5. 特別利益	103,382	360,291
(1) 固定資産処分益	—	1,188
(2) 臨時収入	70,580	296,803
(3) 一般補助金	32,802	62,300
6. 特別損失	710,847	98,610
(1) 固定資産処分損	—	686
(2) 固定資産圧縮損	32,802	62,300
(3) 減損損失	10,338	—
(4) 臨時損失	667,706	35,624
税引前当期利益	▲ 543,458	364,675
法人税、住民税及び事業税	536	59,754
法人税等調整額	89,194	▲ 39,364
法人税等合計	89,730	20,389
当期剰余金	▲ 633,189	344,285
当期首繰越剰余金	283,191	▲ 265,862
税効果積立金取崩額	84,134	—
当期未処分剰余金	▲ 265,862	78,423

### 3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	▲ 543,458	364,675
減価償却費	110,930	114,090
減損損失	10,338	—
貸倒引当金の増減額（▲は減少）	21,452	▲ 25,107
賞与引当金の増減額（▲は減少）	▲ 213	14
退職給付引当金等の増減額（▲は減少）	▲ 6,047	▲ 10,136
その他引当金等の増減額（▲は減少）	635,559	▲ 81,687
信用事業資金運用収益	▲ 307,029	▲ 425,316
信用事業資金調達費用	3,078	19,252
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 36,976	▲ 39,132
有価証券関係損益（▲は益）	984	129,421
固定資産売却損益（▲は益）	19,600	▲ 501
固定資産圧縮損	32,802	62,300
一般補助金収益	▲ 32,802	▲ 62,300
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増（▲）減	556,065	▲ 319,089
預金の純増（▲）減	▲ 3,300,000	3,250,000
貯金の純増減（▲）	4,909,382	2,495,963
その他信用事業資産の純増（▲）減	▲ 7,840	4,548
その他信用事業負債の純増減（▲）	41,547	▲ 14,440
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減（▲）	▲ 6,981	▲ 108
その他共済事業資産の純増（▲）減	1,847	▲ 1,947
その他共済事業負債の純増減（▲）	▲ 3,038	2,446
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増（▲）減	▲ 5,748	▲ 163,612
経済受託債権の純増（▲）減	▲ 45,692	▲ 24,984
棚卸資産の純増（▲）減	13,024	▲ 7,809
支払手形及び経済事業未払金の純増減（▲）	▲ 16,433	177,809
経済受託債務の純増減（▲）	▲ 315	15,754
その他経済事業資産の純増（▲）減	▲ 7,950	7,596
その他経済事業負債の純増減（▲）	▲ 13,227	583
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の純増（▲）減	3,680	▲ 2,761
その他負債の純増減（▲）	5,558	13,342
未払または未収消費税の純増減(▲)	2,886	▲ 10,793

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
信用事業資金運用による収入	301,853	385,264
信用事業資金調達による支出	▲ 3,515	▲ 9,042
小 計	2,330,621	5,844,288
雑利息及び出資配当金の受取額	36,976	39,132
雑利息の支払額	▲ 4,919	—
法人税等の支払額	—	▲ 8,440
事業活動によるキャッシュ・フロー	2,362,679	5,874,981
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲ 2,277,080	▲ 6,784,925
有価証券の売却等による収入	—	970,574
固定資産の取得による支出	▲ 122,067	▲ 261,979
固定資産の売却による収入	—	126,241
補助金の受入による収入	32,802	62,300
外部出資による支出	▲ 500	—
資産除去債務の履行による支出	▲ 69,700	▲ 8,400
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 2,434,545	▲ 5,896,188
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	24,778	32,053
出資の払戻しによる支出	▲ 37,464	▲ 54,407
持分の取得による支出	▲ 4,768	▲ 16,161
持分の譲渡による収入	10,742	4,768
出資配当金の支払額	▲ 10,097	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 16,809	▲ 33,747
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	▲ 90,675	▲ 54,954
6 現金及び現金同等物の期首残高	515,826	425,151
7 現金及び現金同等物の期末残高	425,151	370,196

## 4 注記表（令和6年度）

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
  - ・その他有価証券
    - イ. 時価のあるもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - ロ. 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
  - ・子会社株式……………移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - ・購買品（生産資材・燃料）……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - ・購買品（農機製品・自動車製品）……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - ・購買品（部品等）……………売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - ・繰越諸材料（育苗資材等）……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - ・その他の棚卸資産……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
  - 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
建物 7年～50年、機械装置 5年～15年
- ② 無形固定資産
  - 定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
自組合利用のソフトウェア 5年、下水道分担金 15年、水道加入権 15年

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
  - 貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。  
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。  
破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。  
実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引当てています。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。
- ② 賞与引当金
  - 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
  - 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。  
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る

期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- ④ 役員退職慰労引当金
    - 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。
  - ⑤ ポイント引当金
    - J Aポイントサービスに基づき組合員・利用者へ付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
  - ⑥ 災害損失引当金
    - 「令和6年能登半島地震」による被害に対する今後の復旧に要する費用の支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しています。
- #### (4) 収益及び費用の計上基準
- 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
- 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
- ① 購買事業
    - 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
  - ② 販売事業
    - 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
  - ③ 保管事業
    - 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
  - ④ 利用事業
    - カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
  - ⑤ 葬祭事業
    - 葬祭施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づいて役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時間が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
  - ⑥ 福祉事業
    - 要介護者を対象としたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時間やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- #### (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- #### (6) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
    - 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各

事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

- ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について  
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### 災害損失引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
災害損失引当金 552,175,672円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報  
令和6年1月1日に発生した能登半島地震に伴う復旧費用等の支出に備えるために必要な見積額を計上しています。その見積りにあたっては、被災施設ごとの修繕、取り壊し等の復旧計画に基づき、それぞれの施工に係る費用を見積もっております。施設の利用方針に見直し等の必要が生じた場合、あるいは施工費用に変動が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において引当金額に変動が生じる可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額  
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は526,007,386円であり、その内訳は次のとおりです。
- |              |              |
|--------------|--------------|
| ① 建物         | 168,927,688円 |
| ② 機械装置       | 339,315,332円 |
| ③ 土地         | 1,435,000円   |
| ④ その他の有形固定資産 | 16,329,366円  |
- (2) 担保に供している資産  
系統定期預金900,000,000円を為替決済の担保に、また、系統外定期預金2,000,000円を公金収納の担保に、それぞれ供しています。
- (3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務  
子会社等に対する金銭債権の総額 1,869,142円  
子会社等に対する金銭債務の総額 25,133,450円
- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務  
理事および監事に対する金銭債権の総額 8,639,746円  
理事および監事に対する金銭債務の総額 ありません。
- (5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額  
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は30,606,159円、危険債権額は90,735,973円です。  
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。  
債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。  
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。  
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は121,342,132円です。  
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 4. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社等との取引高の総額
- |                   |            |
|-------------------|------------|
| ① 子会社等との取引による収益総額 | 6,892,331円 |
| うち事業取引高           | 6,712,331円 |
| うち事業取引以外の取引高      | 180,000円   |
| ② 子会社等との取引による費用総額 | 3,290円     |
| うち事業取引高           | —円         |
| うち事業取引以外の取引高      | 3,290円     |
- (2) 災害関連利益に関する注記  
特別利益に計上している「災害関連利益」は、主に令和6年能登半島地震で被害のあった当JA所有施設に対しての共済金の支払いによるものです。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融課(運用部門)は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。金融課(運用部門)が行った取引については審査課(リスク管理部門)が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が183,227,152円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった

場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額(A)	時価(B)	差額(B)-(A)
預 金	32,647,125,159	32,320,493,806	▲326,631,353
有 価 証 券	15,358,286,000	15,350,546,000	▲7,740,000
満期保有目的の債券	100,000,000	92,260,000	▲7,740,000
その他の有価証券	15,258,286,000	15,258,286,000	—
貸 出 金	5,555,753,812	—	—
貸倒引当金(*1)	▲34,103,086	—	—
貸倒引当金控除後	5,521,650,726	5,422,371,667	▲99,279,059
資 産 計	53,527,061,885	53,093,411,473	▲433,650,412
貯 金	53,704,740,834	53,572,474,812	▲132,266,022
負 債 計	53,704,740,834	53,572,474,812	▲132,266,022

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金及び1年内の満期のある系統外預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は取引金融機関から提示された価格等によっています。

ロ. 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	2,165,070,695

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 金	21,747,125,159	—	5,000,000,000	—	4,000,000,000	1,900,000,000
有 価 証 券	300,000,000	1,600,000,000	300,000,000	600,000,000	1,400,000,000	10,508,000,000
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	100,000,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	300,000,000	1,600,000,000	300,000,000	600,000,000	1,400,000,000	12,408,000,000
貸 出 金(*1)(*2)	803,917,596	545,920,353	408,122,469	383,125,314	356,029,861	3,031,376,358
合 計	22,851,042,755	2,145,920,353	5,708,122,469	983,125,314	5,756,029,861	17,439,376,358

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越109,745,652円については「1年以内」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等27,261,861円は償還の予定が見込まれていないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金(*1)	49,919,137,136	1,129,589,637	2,235,456,651	128,375,816	192,504,849	99,676,745
合 計	49,919,137,136	1,129,589,637	2,235,456,651	128,375,816	192,504,849	99,676,745

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額・時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

	貸借対照表計上額(A)	時 価(B)	差 額(B)-(A)	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	100,000,000	92,260,000	▲7,740,000
合 計	100,000,000	92,260,000	▲7,740,000	

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

	貸借対照表計上額(A)	取得原価又は償却原価(B)	差 額(A)-(B)	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	412,160,000	399,321,134	12,838,866
	地 方 債	308,420,000	299,976,556	8,443,444
	社 債	709,790,000	700,445,461	9,344,539
	小 計	1,430,370,000	1,399,743,151	3,062,6849
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	9,875,970,000	11,031,714,133	▲1,155,744,133
	地 方 債	3,569,826,000	3,707,456,436	▲137,630,436
	受益証券	382,120,000	400,000,000	▲17,880,000
	小 計	13,827,916,000	15,139,170,569	▲1,311,254,569
合 計	15,258,286,000	16,538,913,720	▲1,280,627,720	

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券

当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券

当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：円)

	売却額	売却益	売却損
債 券			
国 債	522,430,000	23,454,391	—
受益証券			
証券投資信託受益証券	522,080,000	—	76,440,000
合 計	1,044,510,000	23,454,391	76,440,000

- (4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券  
当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
- (5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券  
当年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

## 7. 退職給付に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)

期首における退職給付引当金	202,218,020
退職給付費用	33,492,072
退職給付の支払額	▲20,948,661
特定退職金共済制度への拠出金	▲22,620,000
期末における退職給付引当金	192,081,431

### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：円)

退職給付債務	580,414,300
特定退職金共済制度	▲388,332,869
退職給付引当金	192,081,431

### (4) 退職給付に関連する損益

(単位：円)

簡便法で計算した退職給付費用	33,492,072
----------------	------------

### (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金7,862,460円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は47,015,000円となっています。

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：円)

	当 期
繰 延 税 金 資 産	
貸 倒 引 当 金	15,914,827
退 職 給 付 引 当 金	54,422,246
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	6,498,723
賞 与 引 当 金 否 認 額	2,782,944
減 損 損 失 否 認 額	19,940,448
資 産 除 去 債 務	1,731,180
期 末 手 当 否 認 額	8,778,495
災 害 損 失 引 当 金	156,258,776
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	363,442,147
そ の 他	44,059,524
繰 延 税 金 資 産 小 計	673,829,310
評 価 性 引 当 額	▲634,333,101
繰 延 税 金 資 産 合 計 (A)	39,496,209
繰 延 税 金 負 債	
全 農 統 合 に 係 る 合 併 交 付 金	▲5,190,702
繰 延 税 金 負 債 合 計 (B)	▲5,190,702
繰延税金資産（負債）の純額(A)+(B)	34,305,507

### (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

	当 期
法 定 実 効 税 率	27.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4
受取配当金等永久に算入されない項目	▲1.4
評 価 性 引 当 額 の 増 減	▲19.2
住 民 税 均 等 割	0.1
税 額 控 除	▲2.2
そ の 他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.6

### (3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7%から28.4%に変更されました。

なお、この税率変更による影響は軽微です。

## 9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 10. その他の注記

### (1) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

#### ① 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

##### ・当該資産除去債務の概要

旧富来支店に使用されているアスベストを除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。

##### ・当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務を計上しているものについては、遊休資産であるため、資産除去債務の見積りにあたり、割引計算はしていません。

##### ・当該事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	14,500,000円
資産除去債務の戻し入れによる減少額	8,400,000円
期末残高	6,100,000円

#### ② 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当組合は、農業関連施設の一部、富来農機センター、富来給油所、J A やすらぎ会館富来に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は、当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

### (2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、572,544,348円です。

### (3) 「令和6年能登半島地震」による被害の発生

「令和6年能登半島地震」による被害に対する復旧費用等は、損益計算書の特別損失「災害関連損失」に含めて計上しています。

また、今後の復旧に要する費用の支出に備えるため、当事業年度末における見積額を「災害関連損失引当金」として貸借対照表の諸引当金に、「災害関連損失」として損益計算書の特別損失に計上しています。

## 11. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

## 4 注記表（令和5年度）

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
  - ・その他有価証券
    - イ. 時価のあるもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - ロ. 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
  - ・子会社株式……………移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - ・購買品（生産資材・燃料）……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - ・購買品（農機製品・自動車製品）……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - ・購買品（部品等）……………売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - ・繰越諸材料（育苗資材等）……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - ・その他の棚卸資産……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
  - 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
  - なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
建物 7年～50年、機械装置 5年～15年
- ② 無形固定資産
  - 定額法を採用しています。
  - なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
自組合利用のソフトウェア 5年、下水道分担金 15年、水道加入権 15年

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
  - 貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
  - 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
  - 破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
  - 実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引当てています。
  - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。
- ② 賞与引当金
  - 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
  - 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
  - なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る

期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- ④ 役員退職慰労引当金
    - 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。
  - ⑤ ポイント引当金
    - J Aポイントサービスに基づき組合員・利用者へ付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
  - ⑥ 災害損失引当金
    - 「令和6年能登半島地震」による被害に対する今後の復旧に要する費用の支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しています。
- #### (4) 収益及び費用の計上基準
- 当組合の利用者等と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
- ① 購買事業
    - 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
  - ② 販売事業
    - 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
  - ③ 保管事業
    - 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しております。
  - ④ 利用事業
    - カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
  - ⑤ 葬祭事業
    - 葬祭施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づいて役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
  - ⑥ 福祉事業
    - 要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- #### (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- #### (6) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
    - 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
  - ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
    - 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額  
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は546,855,366円であり、その内訳は次のとおりです。
- |              |              |
|--------------|--------------|
| ① 建物         | 240,838,768円 |
| ② 機械装置       | 288,252,232円 |
| ③ 土地         | 1,435,000円   |
| ④ その他の有形固定資産 | 16,329,366円  |
- (2) 担保に供している資産  
系統定期預金900,000,000円を為替決済の担保に、また、系統外定期預金2,000,000円を公金収納の担保に、それぞれ供しています。
- (3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務  
子会社等に対する金銭債権の総額 1,551,022円  
子会社等に対する金銭債務の総額 22,616,160円
- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務  
理事および監事に対する金銭債権の総額 5,892,326円  
理事および監事に対する金銭債務の総額 ありません。
- (5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額  
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は42,571,871円、危険債権額は135,302,331円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。  
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は177,874,202円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 3. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社等との取引高の総額
- |                   |            |
|-------------------|------------|
| ① 子会社等との取引による収益総額 | 5,132,647円 |
| うち事業取引高           | 4,952,647円 |
| うち事業取引以外の取引高      | 180,000円   |
| ② 子会社等との取引による費用総額 | 3,801円     |
| うち事業取引高           | 201円       |
| うち事業取引以外の取引高      | 3,600円     |

### (2) 減損会計に関する注記

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・施設ごと、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店及び農業関連施設等の共同利用施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
自動車整備工場	営業用店舗	土地	

- ② 減損損失の認識に至った経緯

自動車整備工場については、当該店舗の営業収支が過去に2期連続赤字であり、短期的に業績の回復が見込まれないことや、解体・撤去費用の見積額が時価額を上回ることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

- ③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

自動車整備工場	10,338,821円（土地 10,338,821円）
合 計	10,338,821円

### ④ 回収可能価額の算定方法

自動車整備工場の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算出しています。

### (3) 災害関連利益に関する注記

特別利益に計上している「災害関連利益」は、主に「令和6年能登半島地震」による被害に伴い、旧富来支店の原状回復にかかる今後の義務の履行に要する費用の支出に備えるため「災害損失引当金」を当期に計上したことから、不動産賃貸借契約に基づく賃貸期間終了時の原状回復にかかる義務に関する「資産除去債務」を戻し入れたことによるものです。

### (4) 災害関連損失に関する注記

特別損失に計上している「災害関連損失」は、主に「令和6年能登半島地震」による被害に対する今後の復旧に要する費用の支出に備えるため「災害損失引当金」を当期に計上したことによるものです。

## 4. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融課（運用部門）は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。金融課（運用部門）が行った取引については審査課（リスク管理部門）が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が138,236,203円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提とし

ており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。  
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

##### ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
預 金	35,963,957,264	35,831,211,538	▲132,745,726
有 価 証 券	10,584,484,400	10,580,754,400	▲3,730,000
満期保有目的の債券	100,000,000	96,270,000	▲3,730,000
その他有価証券	10,484,484,400	10,484,484,400	—
貸 出 金	5,236,664,171	—	—
貸倒引当金(*1)	▲59,171,707	—	—
貸倒引当金控除後	5,177,492,464	5,187,726,548	10,234,084
資 産 計	51,725,934,128	51,599,692,486	▲126,241,642
貯 金	51,208,777,311	51,170,630,927	▲38,146,384
負 債 計	51,208,777,311	51,170,630,927	▲38,146,384

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

##### ② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

##### イ. 預金

満期のない預金及び1年内の満期のある系統外預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は取引金融機関から提示された価格によっています。

##### ロ. 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からのリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

##### ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### 【負債】

##### イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリー

レートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

##### ③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	2,165,070,695

##### ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	34,363,957,264	—	—	—	—	1,600,000,000
有価証券	—	300,000,000	—	300,000,000	—	10,353,540,000
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	100,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	300,000,000	—	300,000,000	—	10,253,540,000
貸 出 金 (*1)(*2)	969,695,927	585,166,723	499,201,475	358,933,256	306,587,559	2,476,157,890
合 計	35,333,653,191	885,166,723	499,201,475	658,933,256	306,587,559	14,429,697,890

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越171,683,253円については「1年以内」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等40,921,341円は償還の予定が見込まれていないため、含めていません。

##### ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金(*1)	47,924,750,276	1,753,807,503	1,161,393,891	149,091,481	101,294,876	118,439,284
合 計	47,924,750,276	1,753,807,503	1,161,393,891	149,091,481	101,294,876	118,439,284

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

#### 5. 有価証券に関する注記

##### (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

##### ① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額・時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	100,000,000	96,270,000	▲3,730,000
合 計	100,000,000	96,270,000	▲3,730,000	

##### ② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

	貸借対照表計上額 (A)	取得原価又は償却原価 (B)	差 額 (A)－(B)	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	1,769,120,000	1,685,004,870	84,115,130
	地 方 債	1,555,604,400	1,507,798,230	47,806,170
	社 債	937,540,000	901,285,307	36,254,693
	小 計	4,262,264,400	4,094,088,407	168,175,993
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	5,281,820,000	5,759,895,787	▲478,075,787
	地 方 債	196,000,000	200,000,000	▲4,000,000
	社 債	198,860,000	200,000,000	▲1,140,000
	受益証券	545,540,000	600,000,000	▲54,460,000
	小 計	6,222,220,000	6,759,895,787	▲537,675,787
合 計	10,484,484,400	10,853,984,194	▲369,499,794	

##### (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券

当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

##### (3) 当年度中に売却したその他有価証券

当年度中に売却したその他有価証券はありません。

- (4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券  
当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
- (5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券  
当年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

## 6. 退職給付に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)

期首における退職給付引当金	208,265,432
退職給付費用	11,138,376
退職給付の支払額	▲17,185,788
期末における退職給付引当金	202,218,020

### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：円)

退職給付債務	601,655,300
特定退職金共済制度	▲399,437,280
退職給付引当金	202,218,020

### (4) 退職給付に関連する損益

(単位：円)

勤務費用	11,138,376
退職給付費用	11,138,376

特定退職金共済制度への拠出金24,056,400円は「福利厚生費」で処理しています。

### (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金7,862,460円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は57,646,000円となっています。

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：円)

	当 期
繰 延 税 金 資 産	
貸 倒 引 当 金	19,724,063
退 職 給 付 引 当 金	55,933,504
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	5,299,505
賞 与 引 当 金 否 認 額	2,778,926
減 損 損 失 否 認 額	22,877,159
資 産 除 去 債 務	4,010,700
期 末 手 当 否 認	8,762,248
災 害 損 失 引 当 金	172,487,760
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	102,203,643
そ の 他	40,495,347
繰 延 税 金 資 産 小 計	434,572,855
評 価 性 引 当 額	▲434,572,855
繰 延 税 金 資 産 合 計 (A)	—
繰 延 税 金 負 債	
全 農 統 合 に 係 る 合 併 交 付 金	▲5,059,014
繰 延 税 金 負 債 合 計 (B)	▲5,059,014
繰 延 税 金 資 産 (負 債) の 純 額 (A) + (B)	▲5,059,014

### (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

法 定 実 効 税 率	当 期
(調整)	27.7
交際費等永久に損金に算入されない項目	▲0.1
受取配当金等永久に算入されない項目	0.9
評 価 性 引 当 額 の 増 減	▲44.6
住 民 税 均 等 割	▲0.1
そ の 他	▲0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	▲16.5

## 8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 9. その他の注記

### (1) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

#### ① 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

##### ・当該資産除去債務の概要

当組合の婦人研修センターについては、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、遊休資産であり、活用を取りやめたため、原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

また、旧富来支店に使用されているアスベストを除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

##### ・当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務を計上しているものについては、遊休資産であるため、資産除去債務の見積りにあたり、割引計算はしていません。

##### ・当該事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	84,200,000円
資産除去債務の戻し入れによる減少額	69,700,000円
期末残高	14,500,000円

#### ② 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当組合は、農業関連施設の一部、富来農機センター、富来給油所、J A やすらぎ会館富来に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は、当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

### (2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、631,655,747円です。

### (3) 「令和6年能登半島地震」による被害の発生

「令和6年能登半島地震」による被害に対する復旧費用等は、損益計算書の特別損失「災害関連損失」に含めて計上しています。

また、今後の復旧に要する費用の支出に備えるため、当事業年度末における見積額を「災害損失引当金」として貸借対照表の諸引当金に、「災害関連損失」として損益計算書の特別損失に計上しています。

## 10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

## 5 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
1. 当期末処分剰余金	▲ 265,862	78,423
2. 剰余金処分量	—	60,886
(1) 利益準備金	—	17,000
(2) 任意積立金	—	34,305
税効果積立金	—	34,305
(3) 出資配当金 (年率)	— ( . %)	9,581 (1.2%)
3. 次期繰越剰余金	▲ 265,862	17,536

(注) 1. 次期繰越剰余金には、教育、生活・文化改善の事業に充てるための繰越額5,000千円が含まれています。

2. 任意積立金における目的積立金の積立目的及び積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

種 類	積立目的	積立目標額または積立基準	取崩基準
リスク管理積立金	貸出金等不良債権の貸倒損失等、有価証券運用の評価損・処分損、預け金の損失、固定資産の減損損失、損害賠償義務に伴う損失、訴訟等に伴う費用、地震・火災等の災害に伴う修繕費用、資本的支出、農林年金制度変更等に備える。	積立対象資産期末帳簿価額の20/1000に達する額	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
農業経営基盤積立金	営農指導事業に関するもので特別措置および臨時措置に要する費用もしくは支出に備え、計画的な財源確保を図る。	販売品取扱高の10/100相当額	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
施設整備積立金	施設の取得、修繕、処分に備える。	1 取得予定施設の取得価額相当額 2 修繕に要する費用が多額な固定資産について、取得価額の10%以内 3 施設整備及び遊休資産等の処分に伴う、取壊費用、処分損相当額"	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
税効果積立金	繰延税金資産の当年度増加分を自己資本に充当。	毎事業年度に算定される税効果相当額の増加額。	当期において過年度に積み立てた税効果相当額が減少する場合。
農業経営事業積立金	農業経営規程第12条の規定に基づき、農業経営事業により生じた損失に備える。	農業経営事業により利益が生じた場合。	当該事業において生じた損失のてん補に充てる場合。

## 6 部門別損益計算書

令和6年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	2,457,533	393,076	250,538	992,069	821,830	20	
事業費用②	1,591,451	97,698	21,216	777,714	694,352	471	
事業総利益③ (①-②)	866,082	295,378	229,322	214,355	127,478	▲451	
事業管理費④	807,991	182,239	169,133	308,568	128,861	19,190	
(うち減価償却費⑤-1)	114,087	8,926	4,872	91,737	8,066	486	
(うち人件費⑤-2)	576,805	123,603	140,618	189,150	105,204	18,230	
※うち共通管理費⑥		82,189	69,044	83,015	42,317	3,032	▲279,597
(うち減価償却費⑦-1)		6,320	4,324	5,914	1,618	487	▲18,663
(うち人件費⑦-2)		46,857	41,174	51,305	25,559	2,083	▲166,978
事業利益⑧ (③-④)	58,091	113,139	60,189	▲94,213	▲1,383	▲19,641	
事業外収益⑨	44,940	22,569	12,464	6,756	2,985	166	
※うち共通分⑩		2,907	1,064	1,450	402	166	▲5,990
事業外費用⑪	35	10	16	6	3	—	
※うち共通分⑫		10	16	6	3	—	▲35
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	102,996	135,698	72,637	▲87,463	1,599	▲19,475	
特別利益⑭	530,768	125,732	115,341	199,163	90,532	—	
※うち共通分⑮		125,732	115,341	135,193	88,329	—	▲464,596
特別損失⑯	269,088	53,861	49,375	126,526	39,323	3	
※うち共通分⑰		53,861	49,375	57,883	37,808	3	▲198,932
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	364,676	207,569	138,603	▲14,826	52,808	▲19,478	
営農指導事業分配賦額⑲		—	—	19,478	—	▲19,478	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	364,676	207,569	138,603	▲34,304	52,808		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記(部門別損益計算書)の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

(注) 1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 事業総利益割60% 人員割40%

(2) 営農指導事業 農業関連事業へ100%

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	29	25	30	15	1	100
営農指導事業	—	—	100	—	—	100

令和5年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	2,204,645	327,144	251,440	836,892	789,173	0	
事業費用②	1,368,062	39,601	19,703	647,910	660,525	328	
事業総利益③ (①-②)	836,582	287,543	231,737	188,982	128,648	▲ 328	
事業管理費④	813,168	169,354	161,384	333,437	128,784	20,210	
(うち減価償却費⑤-1)		5,522	5,110	91,630	8,033	635	
(うち人件費⑤-2)	585,137	113,793	131,482	212,905	107,943	19,015	
※うち共通管理費⑥		81,582	62,784	96,543	36,468	3,778	▲ 281,154
(うち減価償却費⑦-1)		5,515	4,524	5,447	1,902	635	▲ 18,022
(うち人件費⑦-2)		45,988	33,635	63,909	22,133	2,608	▲ 168,273
事業利益⑧ (③-④)	23,413	118,189	70,353	▲ 144,455	▲ 136	▲ 20,538	
事業外収益⑨	40,685	20,950	12,232	4,685	2,754	64	
※うち共通分⑩		1,288	832	990	307	64	▲ 3,482
事業外費用⑪	92	30	32	20	10	—	
※うち共通分⑫		30	32	20	10	—	▲ 92
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	64,006	139,109	82,553	▲ 139,790	2,608	▲ 20,474	
特別利益⑭	103,382	26,927	10,582	56,338	9,535	—	
※うち共通分⑮		26,927	10,582	23,536	9,535	—	▲ 70,580
特別損失⑯	710,847	255,564	100,429	264,358	90,495	—	
※うち共通分⑰		255,564	100,429	223,381	90,495	—	▲ 699,870
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	▲ 543,458	▲ 89,528	▲ 7,294	▲ 347,810	▲ 78,352	▲ 20,474	
営農指導事業分配賦額⑲		—	—	20,474	—	▲ 20,474	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	▲ 543,458	▲ 89,528	▲ 7,294	▲ 368,284	▲ 78,352		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記(部門別損益計算書)の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

(注) 1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 事業総利益割60% 人員割40%

(2) 営農指導事業 農業関連事業へ100%

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	30	22	34	13	1	100
営農指導事業	—	—	100	—	—	100

## 7 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確認書

- 私は、当JAの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月16日  
志賀農業協同組合  
代表理事組合長 新谷 克己

## 8 会計監査人の監査

令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

## II 損益の状況

### 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	2,510,238	2,181,042	2,273,432	2,204,649	2,457,533
信用事業収益	359,393	338,655	316,656	327,144	393,076
共済事業収益	281,368	286,674	279,258	251,440	250,538
農業関連事業収益	975,527	767,747	907,110	836,892	992,069
その他事業収益	893,950	787,966	782,038	789,173	821,850
経常利益	50,385	20,562	60,374	64,006	102,994
当期剰余金	▲7,225	9,104	43,880	▲633,189	344,285
出資金	901,330	886,523	868,635	855,949	833,595
出資口数	901,330	886,523	868,635	855,949	833,595
純資産額	4,310,766	4,188,035	4,057,264	3,016,574	2,415,984
総資産額	51,516,079	51,211,676	51,256,437	55,692,261	57,730,757
貯金残高	46,175,739	46,119,406	46,299,395	51,208,777	53,704,740
貸出金残高	7,124,953	6,087,354	5,792,729	5,236,664	5,555,753
有価証券残高	4,077,930	4,813,450	8,707,183	10,584,484	15,358,286
剰余金配当金額	8,713	8,610	10,097	0	9,581
出資配当金	8,713	8,610	10,097	0	9,581
職員数	97	87	89	89	87
単体自己資本比率	24.29	23.90	23.97	20.04	24.16

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。  
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。  
 3. 信託業務の取り扱いはありません。  
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

## 2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
資金運用収益	306,044	348,881	42,837
役務取引等収益	10,082	11,259	1,177
その他信用事業収益	11,017	32,935	21,918
合計	327,144	393,076	65,932
資金調達費用	3,078	19,252	16,174
役務取引等費用	4,327	4,773	446
その他信用事業費用	32,194	73,673	41,479
合計	39,601	97,698	58,097
信用事業粗利益	308,721	288,663	▲ 20,058
信用事業粗利益率	59.0	53.70	▲ 5.30
事業粗利益	915,272	910,207	▲ 5,065
事業粗利益率	1.6	1.60	0.00
事業純益	88,029	90,395	2,366
実質事業純益	102,103	94,593	▲ 7,510
コア事業純益	102,103	71,139	▲ 30,964
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	102,103	99,319	▲ 2,784

## 3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	48,144,965	306,044	0.64	53,561,163	348,881	0.65
預金	32,637,631	150,742	0.46	32,647,125	168,084	0.51
有価証券	9,883,494	103,766	1.05	15,358,286	128,552	0.84
貸出金	5,623,840	51,534	0.92	5,555,752	52,243	0.94
資金調達勘定	47,280,405	2,804	0.01	54,884,586	18,844	0.03
貯金・定期積金	47,280,405	2,804	0.01	54,884,586	18,844	0.03
総資金利ざや			0.27			0.28

(注) 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

## 4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	9,789	42,836
預金利息	▲ 2,633	19,062
有価証券利息	29,198	24,785
貸出金利息	▲ 807	709,298
その他受入利息	▲ 15,967	▲ 1,719
支払利息	▲ 465	16,173
貯金利息	▲ 473	16,032
給付補てん備金繰入	▲ 41	8
その他支払利息	50	133
差引	▲ 9,324	59,010

(注) 増減額は前年度対比です。

# Ⅲ 事業の概況

## 1. 信用事業

### (1) 貯 金

#### ① 種類別貯金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
要 求 払 貯 金	22,803	26,832	4,029
当 座 貯 金	6	4	▲ 2
普 通 貯 金	22,685	26,713	4,028
貯 蓄 貯 金	102	114	12
別 段 貯 金	9	12	3
定 期 性 貯 金	28,404	28,039	▲ 365
定 期 貯 金	27,531	27,357	▲ 174
財 形 貯 蓄	40	39	▲ 1
積 立 定 期 貯 金	106	104	▲ 2
定 期 積 金	726	681	▲ 45
合 計	46,524	54,884	8,360

#### ② 定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
定 期 貯 金	28,254	27,357	▲ 897
うち固定金利定期	28,252	27,353	▲ 899
うち変動金利定期	2	4	2

### (2) 貸 出 金

#### ① 種類別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
手 形 貸 付 金	6	6	0
証 書 貸 付 金	5,058	5,324	266
当 座 貸 越	171	129	▲ 42
金 融 機 関 貸 付	0	0	0
合 計	5,236	5,460	224
割 引 手 形	—	—	—

#### ② 貸出金金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	4,475	4,410	▲ 65
変 動 金 利 貸 出	954	911	▲ 43
そ の 他 貸 出	195	137	▲ 58
合 計	5,625	5,459	▲ 166

③ 貸出金担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
担 保	貯 金	54	50	▲ 4
	有 価 証 券	0	0	0
	動 産	0	0	0
	不 動 産	141	102	▲ 39
	そ の 他 担 保	0	0	0
	計	195	153	▲ 42
保 証	農業信用基金協会保証	1,498	1,501	3
	そ の 他 保 証	35	34	▲ 1
	計	1,534	1,535	1
信 用		3,506	3,859	353
合 計		5,236	5,555	319

④ 債務保証見返額担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
貯 金 等		0	0	0
有 価 証 券		0	0	0
動 産		0	0	0
不 動 産		0	0	0
そ の 他 担 保		0	0	0
計		0	0	0
信 用		0	0	0
合 計		0	0	0

⑤ 貸出金使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
設 備 資 金		2,019	2,075	56
運 転 資 金		3,217	3,480	263
合 計		5,236	5,555	319

(注) 運転資金には、「農業運転」、「事業運転」、「生活関連（自動車ローンを除く）」が該当します。

⑥ 貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類		令和5年度	構 成 比	令和6年度	構 成 比	増 減
法 人	農 業 ・ 林 業	285	5	252	5	▲ 33
	水 産 業	0	0	0	0	0
	製 造 業	0	0	0	0	0
	鉱 業	0	0	0	0	0
	建 設 業	0	0	0	0	0
	不 動 産 業	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0
	運 輸 ・ 通 信 業	0	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食業	0	0	0	0	0
	サ ー ビ ス 業	0	0	0	0	0
	金 融 ・ 保 険 業	0	0	0	0	0
	地 方 公 共 団 体	2,593	49	2,948	53	355
	そ の 他	81	2	82	1	1
個 人	2,283	44	2,277	41	▲ 6	
合 計	5,242	100	5,559	100	317	

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	551	555	4
穀 作	232	221	▲ 11
野 菜 ・ 園 芸	45	29	▲ 16
果 樹 ・ 樹 園 農 業	0	0	0
工 芸 作 物	0	0	0
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	183	168	▲ 15
養 鶏 ・ 養 卵	0	0	0
養 蚕	0	0	0
そ の 他 農 業	90	137	47
農 業 関 連 団 体 等	0	0	0
合 計	551	555	4

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

## 2) 資金種別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プロパー資金	310	332	22
農業制度資金	240	223	▲17
うち農業近代化資金	141	148	7
うちその他制度資金	99	75	▲24
合 計	551	555	4

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。  
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。  
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
日本政策金融公庫資金	0	0	0
そ の 他	0	0	0
合 計	0	0	0

## ⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額				
		担 保	保 証	引 当	合 計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	42	6	12	24	42
	令和6年度	30	6	2	23	31
危 険 債 権	令和5年度	135	18	94	23	135
	令和6年度	91	0	83	8	91
要 管 理 債 権	令和5年度	0	0	0	0	0
	令和6年度	0	0	0	0	0
三月以上延滞債権	令和5年度	0	0	0	0	0
	令和6年度	0	0	0	0	0
貸出条件緩和債権	令和5年度	0	0	0	0	0
	令和6年度	0	0	0	0	0
小 計	令和5年度	177	24	105	47	177
	令和6年度	121	6	84	31	121
正 常 債 権	令和5年度	5,645				
	令和6年度	5,439				
合 計	令和5年度	5,241				
	令和6年度	5,560				

- ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況  
 該当する取引はありません。

○ 不良債権に関わるディスクロージャーとして、農業協同組合法に基づくものと金融機能再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）に基づくもの（金融再生法開示債権）があり、自己査定に基づいて決定された債務者区分に従って開示区分が決定されます。なお、当JAは金融再生法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

○ 農協法に基づく開示債権及び金融再生法開示債権の用語説明

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
破産手続き開始、更生手続き開始、再生手続き開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	
危険債権	
債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権	
要管理債権	
「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額	
三月以上延滞債権	
元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの	
貸出条件緩和債権	
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないもの	
正常債権	
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権	

○ 自己査定と農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権との関係

自己査定債務者区分 (総与信ベース)		農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権 (信用事業与信額ベース、要管理債権は貸出金元金)		
破綻先		破産更生債権及びこれらに準ずる債権(ア)	30	
実質破綻先		(注1)		
破綻懸念先		危険債権(イ)	91	
		(注1)		
要注意先	要管理先	要管理債権(ウ)	三月以上延滞債権 貸出条件緩和債権	0 0
	その他の要注意先		(注2)	
正常先		正常債権(エ)	5,439	
		(注1)		
		合計(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	5,560	
		開示債権合計額(ア)+(イ)+(ウ) (正常債権5,439百万円を除く)	121	

(注1) 経済未収金等信用事業以外の債権による差額

(注2) 三月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権以外の他の貸出金及び貸出金以外の債権による差額

## ⑩ 貸倒引当金内訳

(単位：千円)

種 目	令 和 5 年 度				期 末 残 高
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		
			目 的 使 用	そ の 他	
一般貸倒引当金	5,779	14,074		5,779	14,074
個別貸倒引当金	58,150	71,309	—	58,150	71,309
合 計	63,929	85,383	—	63,929	85,383

種 目	令 和 6 年 度				期 末 残 高
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		
			目 的 使 用	そ の 他	
一般貸倒引当金	14,074	4,198		14,074	4,198
個別貸倒引当金	71,309	56,077	—	71,309	56,077
合 計	85,383	60,275	—	85,383	60,275

## ⑪ 貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
貸出金償却額	—	—

## (3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	令 和 5 年 度				令 和 6 年 度			
	仕 向 け		被 仕 向 け		仕 向 け		被 仕 向 け	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込為替	8,953	7,330,147	53,778	17,139,294	9,819	11,879,703	66,569	19,644,621
代金取立為替	1	4,201	1	250	1	5,020	0	0
雑 為 替	577	2,156,695	718	2,068	719	2,208,123	687	2,140,653
合 計	9,531	9,491,043	54,497	19,208,267	10,539	14,092,847	67,256	21,785,275

## (4) 有価証券

## ① 保有有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
国 債	6,544,572	9,497,122	2,952,550
地 方 債	1,511,637	2,779,705	1,268,068
政府保証債	0	0	0
金 融 債	0	0	0
社 債	1,202,123	1,201,259	▲ 864
株 式	0	0	0
受 益 証 券	600,000	216,438	▲ 383,562
貸付有価証券	0	0	0
合 計	9,858,332	13,694,524	3,836,192
商 品 国 債	0	0	0

② 保有有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	0	0	0	7,500,000	0	0	0	7,500,000
地 方 債	0	0	100,000	1,608,000	0	0	0	1,708,000
政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
金 融 債	0	0	0	0	0	0	0	0
社 債	0	300,000	200,000	700,000	0	0	0	1,200,000
株 式	0	0	0	0	0	0	0	0
受 益 証 券	0	0	0	545,540	0	0	0	545,540
貸付有価証券	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	300,000	300,000	10,353,540	0	0	0	10,953,540

種 類	令 和 6 年 度							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	0	1,600,000	1,200,000	8,700,000	0	0	0	11,500,000
地 方 債	0	100,000	800,000	3,108,000	0	0	0	4,008,000
政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
金 融 債	0	0	0	0	0	0	0	0
社 債	300,000	200,000	0	700,000	0	0	0	1,200,000
株 式	0	0	0	0	0	0	0	0
受 益 証 券	0	0	0	0	0	0	0	0
貸付有価証券	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	300,000	1,900,000	2,000,000	12,508,000	0	0	0	16,708,000

③ 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
		貸借対照表 計上額(A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)	貸借対照表 計上額(A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国 債	0	0	0	0	0	0
	地 方 債	0	0	0	0	0	0
	政府保証債	0	0	0	0	0	0
	金 融 債	0	0	0	0	0	0
	短 期 社 債	0	0	0	0	0	0
	社 債	100,000	96,270	▲ 3,730	100,000	92,260	▲ 7,740
	その他の証券	0	0	0	0	0	0
小 計	100,000	96,270	▲ 3,730	100,000	92,260	▲ 7,740	
合 計	100,000	96,270	▲ 3,730	100,000	96,270	▲ 7,740	

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
		貸借対照表 計上額(A)	取得原価又は 償却原価(B)	差 額 (A) - (B)	貸借対照表 計上額(A)	取得原価又は 償却原価(B)	差 額 (A) - (B)
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	株 式	0	0	0	0	0	0
	債 券	4,262,264	4,094,088	168,176	1,430,370	1,399,743	30,627
	国 債	1,769,120	1,685,005	84,115	412,160	399,321	12,839
	地 方 債	1,555,604	1,507,798	47,806	308,420	299,977	8,443
	短 期 社 債	0	0	0	0	0	0
	社 債	937,540	901,285	36,255	709,790	700,445	9,345
	その他の証券	0	0	0	0	0	0
小 計	4,262,264	4,094,088	168,176	1,430,370	1,399,743	30,627	
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	株 式	0	0	0	0	0	0
	債 券	5,676,680	6,159,896	▲ 483,216	13,827,916	15,139,170	▲ 1,311,254
	国 債	5,281,820	5,759,896	▲ 478,076	9,875,970	11,031,714	▲ 1,155,744
	地 方 債	196,000	200,000	▲ 4,000	3,569,826	3,707,456	▲ 137,630
	短 期 社 債	0	0	0	0	0	0
	社 債	198,860	200,000	▲ 1,140	382,120	400,000	▲ 17,880
	その他の証券	545,540	600,000	▲ 54,460	0	0	0
小 計	6,222,220	6,759,896	▲ 537,676	13,827,916	15,139,170	▲ 1,311,254	
合 計	10,484,484	10,853,984	▲ 369,500	15,258,286	16,538,913	▲ 1,280,627	

④ 金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[その他の金銭の信託]

(単位：千円)

	令 和 5 年 度					令 和 6 年 度				
	貸 借 対照表 計上額	時 価	差 額	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの	貸 借 対照表 計上額	時 価	差 額	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

⑤ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## 2. 共済取扱実績

### (1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
		新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高
生 命 系	終 身 共 済	472,312	50,803,130	567,965	48,463,610
	定 期 生 命 共 済	474,800	1,009,800	96,000	1,097,800
	養 老 生 命 共 済	172,130	9,558,303	53,000	8,423,717
	こ ども 共 済	98,400	4,816,900	52,000	4,441,900
	医 療 共 済	1,000	370,550	0	362,050
	が ん 共 済	0	526,500	0	507,000
	定 期 医 療 共 済	0	318,700	0	311,500
	介 護 共 済	144,682	466,197	152,099	614,296
建 物 系	年 金 共 済	0	0	0	0
	建 物 更 生 共 済	4,509,450	77,495,631	8,102,380	75,512,601
合 計		5,774,375	140,548,812	8,971,445	135,292,576

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額）を記載しています。

### (2) 医療共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
		新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高
医 療 共 済		0	21,141	5	20,192
		32,065	246,565	13,404	255,135
が ん 共 済		275	9,412	96	9,207
定 期 医 療 共 済		0	548	0	521
合 計		275	31,101	101	29,920
		32,065	246,565	13,404	255,135

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

### (3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
		新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高
介 護 共 済		174,471	610,541	216,527	819,123
認 知 症 共 済		14,200	97,700	13,500	94,200
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)		26,000	90,900	0	89,000
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)		1,500	20,200	0	17,200
特 定 重 度 疾 病 共 済		55,700	614,900	10,500	528,100

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

### (4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
		新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高
年 金 開 始 前		32,257	859,248	21,064	824,254
年 金 開 始 後		0	206,284	0	201,871
合 計		32,257	1,065,533	21,064	1,026,126

(注)「金額」欄は、年金年額について記載しています。

## (5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
火 災 共 済	19,324,440	17,353,290
自 動 車 共 済		
傷 害 共 済	10,454,500	9,941,000
賠 償 責 任 共 済		
自 賠 責 共 済		
合 計		

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保証を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

## 3. その他事業の実績

## (1) 購買品取扱高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
生 産 資 材	1,420,632	166,235	1,675,441	190,008
生 活 物 資	110,946	51,367	110,792	45,936
合 計	1,531,578	217,602	1,786,233	235,944

## (2) 受託販売品取扱高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
米	611,377	40,471	871,557	40,554
米 以 外 の 農 産 物	224,254	9,276	228,832	8,336
畜 産 物	455,700	0	537,847	0
合 計	1,291,331	49,748	1,638,237	48,891

## (3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
収 益	保 管 料	16,377	12,798
	荷 役 料	0	0
	そ の 他 の 収 益	1,219	717
費 用	保 管 材 料 費	0	0
	保 管 労 務 費	0	0
	そ の 他 の 費 用	14,013	11,066
差 引		3,583	2,448

## (4) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	販 売 高	手 数 料	販 売 高	手 数 料
そ の 他	1,944	0	1,617	0
合 計	1,944	0	1,617	0

## (5) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	取扱数量・金額	手 数 料	取扱数量・金額	手 数 料
カントリーエレベータ	1,021 t	36,774	1,108 t	48,094
ライスセンター	599 t	19,974	256 t	14,734
育苗センター	117,934枚	81,275	105,031枚	74,144
葬祭センター	29件		22件	
そ の 他		21,168		23,000
合 計		164,486		159,972

## (6) 介護事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 益	訪問介護収益	14,665	12,784
	居宅介護支援収益	2,596	0
	その他の収益	203	285
費 用	介護労務費	16,888	13,816
	その他の費用	2,649	2,543
差 引		▲ 2,072	▲ 3,290

## (7) 指導事業の収支内訳

(単位：千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 入	賦 課 金	0	0
	指導事業補助金	563	633
	実 費 収 入	256	614
	その他の収入	0	0
支 出	営 農 改 善 費	5,730	4,680
	生活文化事業費	218	207
	教 育 情 報 費	0	0
	協力団体育成費	728	692
	農 政 活 動 費	0	0
	相 談 活 動 費	0	0
差 引		▲ 5,856	▲ 4,332

## IV 経営諸指標

### 1. 利益率

(単位：%)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
総資産経常利益率	0.11	0.18	0.07
資本経常利益率	2.12	4.26	2.14
総資産当期純利益率	▲ 1.14	0.60	1.74
資本当期純利益率	▲ 20.99	0.14	21.13

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

### 2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		令和5年度	令和6年度	増減
貯貸率	期末	10.23	10.30	0.07
	期中平均	11.90	9.90	▲ 2.00
貯証率	期末	20.67	28.60	7.93
	期中平均	20.90	24.95	4.05

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100  
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100  
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100  
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

## V 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の状況

#### ◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、24.16%となりました。

#### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

#### ○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	志賀農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	833百万円（前年度868百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

## 2. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	3,386	3,687
うち、出資金及び資本準備金の額	855	834
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	2,534	2,879
うち、外部流出予定額 (▲)	0	9
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14	16
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	0
うち、適格引当金コア資本算入額	14	4
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		0
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,400	3,691
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものの額	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	0	0
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	0	0
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	3,400	3,400
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	15,298	14,685
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		0
うち、経過措置により、リスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,663	586
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額		0
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（二）	16,962	15,272
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	20.04	24.16

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的計測手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

### 3. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現	金	143	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,062	0	0
	外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0
	国際決済銀行等向け	0	0	0
	我が国の地方公共団体向け	4,342	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0
	国際開発銀行向け	0	0	0
	地方公共団体金融機構向け	200	20	1
	我が国の政府関係機関向け	836	80	3
	地方三公社向け	103	20	1
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	36,070	7,214	289
	法人等向け	28	25	1
	中小企業等向け及び個人向け	121	36	1
	抵当権付住宅ローン	107	34	1
	不動産取得等事業向け	0	0	0
	三月以上延滞等	79	12	0
	取立未済手形	0	0	0
	信用保証協会等による保証付	2,202	216	9
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0
	共済約款貸付	0	0	0
	出資等	51	51	2
	（うち出資等のエクスポージャー）	51	51	2
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	0	0	0
	上記以外	3,874	6,973	279
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	0	0	0
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	2,113	5,284	211
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	5	12	0
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	0	0	0
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	0	0	0
	（うち上記以外のエクスポージャー）	1,756	1,677	67

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
証	券	0	0	0
	(うちSTC要件適用分)	0	0	0
	(うち非STC適用分)	0	0	0
再	証	0	0	0
	券	0	0	0
	化	0	0	0
	リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	600	600	24
	(うちルックスルー方式)	600	600	24
	(うちマンドート方式)	0	0	0
	(うち蓋然性方式250%)	0	0	0
	(うち蓋然性方式400%)	0	0	0
	(うちフォールバック方式)	0	0	0
	経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額	0	0	0
	他の金融機関等の対象資本調達手段 に係るエクスポージャーに係る経過 措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額 (▲)	0	0	0
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	0	0	0
	CVAリスク相当額 ÷ 8%	0	0	0
	中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0
	合計(信用リスク・アセットの額)	55,782	15,298	612
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a	b=a×4%	
		1,663	67	
総所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)計		総所要自己 資本額
		a	b=a×4%	
		16,962	678	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています  
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>  

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現	金	155	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,448	0	0
	外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0
	国際決済銀行等向け	0	0	0
	我が国の地方公共団体向け	6,958	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0
	国際開発銀行向け	0	0	0
	地方公共団体金融機構向け	200	20	1
	我が国の政府関係機関向け	803	80	3
	地方三公社向け	100	20	1
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	32,789	6,940	277
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	2,023	786	31
	カバード・ボンド向け	0	0	0
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	8	7	0
	（うち特定貸付債権向け）	0	0	0
	中堅中小企業等向け及び個人向け	152	65	3
	（うちトランザクター向け）	4	2	0
	不動産関連向け	189	81	3
	（うち自己居住用不動産等向け）	189	81	3
	（うち賃貸用不動産向け）	0	0	0
	（うち事業用不動産関連向け）	0	0	0
	（うちその他不動産関連向け）	0	0	0
	（うちADC向け）	0	0	0
	劣後債券及びその他資本性証券等	0	0	0
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	86	40	2
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	12	12	0
	取立未済手形	0	0	0
	信用保証協会等による保証付	2,241	221	9
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0
	株 式 等	51	51	2
	共 済 約 款 貸 付	0	0	0
	上 記 以 外	3,925	7,148	286

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	0	0	0
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	0	0	0
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	2,114	5	211
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	34	86	3
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	0	0	0
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	0	0	0
	(うち上記以外のエクスポージャー)	0	0	0
	証券化	0	0	0
	(うちSTC要件適用分)	0	0	0
	(短期STC要件適用分)	0	0	0
	(うち不良債権証券化適用分)	0	0	0
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	0	0	0
	再証券化	0	0	0
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	0
	(うちルックスルー方式)	0	0	0
	(うちマンドート方式)	0	0	0
	(うち蓋然性方式250%)	0	0	0
	(うち蓋然性方式400%)	0	0	0
	(うちフォールバック方式)	0	0	0
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲)	0	0	0
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	0	0	0
	CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	0	0	0
	中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0
	合計(信用リスク・アセットの額)	59,118	14,686	587
	マーケット・リスクに対する 所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b=a×4%
			-	-
	オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b=a×4%
			586	23
	総所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		総所要自己資本額
		a		b=a×4%
			15,272	611

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	586
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	611
B I	46
B I C	390

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

## 4. 信用リスクに関する事項

### ① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出要領にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバルレーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの  
 期末残高

（単位：百万円）

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上 延滞エク スポー ジャー 期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				延滞エク スポー ジャー 期末残高
		うち 貸出金等	うち債券	うち 店頭デリ バティブ			うち 貸出金等	うち債券	うち 店頭デリ バティブ		
法人	農業	310	285	0	0	0	277	252	0	0	0
	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	201	0	201	0	0	201		201	0	0
	金融・保険業	36,070	0	100	0	0	32,789	0	100	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	日本国政府・地方公共団体	12,667	2,593	10,072	0	0	19,313	2,948	16,365	0	0
	上記以外	2,221	81	0	0	0	2,223	82	0	0	0
個人	2,283	2,166	0	0	0	2,347	2,277	0	0	0	
その他	1,799	71	0	0	0	1,965	0	0	0	0	
業種別残高計		55,552	5,197	10,373	0	0	59,118	5,562	16,666	0	0
1年以下		34,686	321	0	0		22,286	220	301	0	
1年超3年以下		934	631	303	0		7,333	417	1,902	0	
3年超5年以下		593	293	300	0		6,243	230	1,999	0	
5年超7年以下		398	193	202	0		697	395	301	0	
7年超10年以下		3,893	786	2,907	0		5,857	750	4,605	0	
10年超		10,960	2,893	6,661	0		12,421	3,459	7,555	0	
期限の定めのないもの		4,088	80	0	0		4,277	88	0	0	
残存期間別残高計		55,552	5,197	10,373	0		59,118	5,562	16,666	0	

- （注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
  - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
  - ③ 3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 5 年 度				令 和 6 年 度					
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	5	14		5	14	14	4		14	4
個別貸倒引当金	58	71	0	58	71	71	56	0	71	56

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却等の額

(単位：百万円)

区 分	令 和 5 年 度						令 和 6 年 度					
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法 人	農 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	林 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水 産 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動 産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食・ サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上 記 以 外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個 人	58	71	0	58	71	0	71	56	0	71	56	0
業 種 別 残 高 計	58	71	0	58	71	0	71	56	0	71	56	0

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	令 和 6 年 度						
	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイト の加重 平均値
		オン・バラ ンス資産 項目	オフ・バラ ンス資産 項目	オン・バラ ンス資産 項目	オフ・バラ ンス資産 項目	信用リス ク・アセッ トの額	
		A	B	C	D	E	
現 金	0	155	0	155	0	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	11,448	0	11,448	0	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	0	0	0	0	0	0
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	0	0	0	0	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	0	6,958	0	6,958	0	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	0	0	0	0	0	0
国 際 開 発 銀 行 向 け	0~150	0	0	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	10~20	200	0	200	0	20	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	803	0	803	0	80	10
地 方 三 公 社 向 け	20	100	0	100	0	20	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	32,789	0	32,789	0	6,939	21

項 目	令 和 6 年 度						
	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイト の加重 平均値
		オン・バラ ンス資産 項目	オフ・バラ ンス資産 項目	オン・バラ ンス資産 項目	オフ・バラ ンス資産 項目	信用リス ク・アセッ トの額	
		A	B	C	D	E	
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20~150	0	0	0	0	0	0
カバード・ボンド向け	10~100	0	0	0	0	0	0
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	7	0	7	0	7	100
(うち特定貸付債権向け)	20~150	0	0	0	0	0	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	138	131	66	13	65	82
(うちトランザクター向け)	45	0	38	0	4	1	45
不動産関連向け	20~150	189	0	128	0	81	63
(うち自己居住用不動産等向け)	20~75	189	0	128	0	81	63
(うち賃貸用不動産向け)	30~150	0	0	0	0	0	0
(うち事業用不動産関連向け)	70~150	0	0	0	0	0	0
(うちその他不動産関連向け)	60	0	0	0	0	0	0
(うちADC向け)	100~150	0	0	0	0	0	0
劣後債券及びその他資本性証券等	150	0	0	0	0	0	0
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50~150	30	0	27	0	40	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	11	0	11	0	11	100
取立未済手形	20	0	0	0	0	0	0
信用保証協会等による保証付	0~10	2,240	0	2,206	0	220	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	0	0	0	0	0	0
株式等	250~400	51	0	51	0	51	100
共済約款貸付	0	0	0	0	0	0	0
上記以外	100~1250	3,924	0	3,924	0	7,147	182
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	0	0	0	0	0	0
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	0	0	0	0	0	0
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	2,114	0	2,114	0	5,285	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	34	0	34	0	85	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	0	0	0	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	0	0	0	0	0	0
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	1,776	0	1,776	0	1,776	100
証券化	—	0	0	0	0	0	0

項目	令和6年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
(うちSTC要件適用分)	—	0	0	0	0	0	0
(短期STC要件適用分)	—	0	0	0	0	0	0
(うち不良債権証券化適用分)	—	0	0	0	0	0	0
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	0	0	0	0	0	0
再証券化	—	0	0	0	0	0	0
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	0	0	0	0	0	0
未決済取引	—	0	0	0	0	0	0
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)	—	0	0	0	0	0	0
合計 (信用リスク・アセットの額)	—	0	0	0	0	14,685	0

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	令和6年度									
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)									
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	11,447	0	0	0	0	0	0	0	11,447	0
国際決済銀行等向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	7	0	0	0	0	0	0	7		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0	0	0	0	0		
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0	0	0		
我が国の政府関係機関向け	0	1	0	0	0	0	0	1		
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0	0	0		
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計		
国際開発銀行向け	0	0	0	0	0	0	0	0		
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	31	0	2	0	0	0	0	0	33	
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
(うち特定貸付債権向け)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100%	150%	250%	400%	その他	合計				
劣後債権及びその他資本性証券等	0	0	0	0	0	0	0	0		
株式等	0	0	0	0	0	0	0	0		

項 目	令 和 6 年 度																							
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）																							
	45%			75%			100%			その他			合計											
中堅中小企業等向け及び個人向け	0			27			40			0			79											
（うちトランザクター向け）	0			0			0			0			0											
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計											
不動産関連向け	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	104	0	128											
うち自己居住用不動産等向け																								
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計												
不動産関連向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
うち賃貸用不動産向け																								
	70%			90%			110%			112.50%			150%		その他		合計							
不動産関連向け	0			0			0			0			0			0		0						
うち事業用不動産関連向け																								
	60%					その他					合計													
不動産関連向け	0					0					0													
うちその他不動産関連向け																								
	100%					150%					その他				合計									
不動産関連向け	0					0					0				0									
うちA D C 向け																								
	50%				100%				150%				その他				合計							
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0				0				0				0				0							
自己居住用不動産等向け	0				0				0				0				0							
エクスポージャーに係る延滞																								
	0%				10%				20%				100%				その他				合計			
現金	155				0				0				0				0				155			
取立未済手形	0				0				0				0				0				0			
信用保証協会等による保証付	0				2,204				0				0				1				2,206			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0				0				0				0				0				0			
共済約款貸付	0				0				0				0				0				0			

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令 和 5 年 度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	0	11,899	11,899
	リスク・ウェイト 2%	0	0	0
	リスク・ウェイト 4%	0	0	0
	リスク・ウェイト 10%	0	3,207	3,207
	リスク・ウェイト 20%	35,288	883	36,171
	リスク・ウェイト 35%	0	107	107
	リスク・ウェイト 50%	0		0
	リスク・ウェイト 75%	0	121	121
	リスク・ウェイト100%	28	1,892	1,920
	リスク・ウェイト150%	0	8	8
	リスク・ウェイト250%	0	2,119	2,119
そ の 他	0	0	0	
リスク・ウェイト 1250%	0	0	0	
計	35,316	20,236	55,552	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト 区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満	52,947	0	0	52,779
40%～70%	1,909	38	10	1,913
75%	123	88	10	131
80%	0	0	0	0
85%	5	0	0	4
90%～100%	59	0	10	59
105%～130%	0	0	0	0
150%	27	0	0	27
250%	51	0	0	51
400%	0	0	0	0
1250%	0	0	0	0
その他	70	4	10	0
合計	55,124	131	10	54,966

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

## 5. 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、わが国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がAーまたはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBBーまたはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令 和 5 年 度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0
地 方 三 公 社 向 け	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	0	0	0
法 人 等 向 け	0	0	0
中小企業等向け及び個人向け	4	1	0
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	0	0	0
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	0	0	0
三 月 以 上 延 滞 等	0	0	0
証 券 化	0	0	0
中 央 清 算 機 関 関 連	0	0	0
上 記 以 外	12	0	0
合 計	16	1	0

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

区 分	令 和 6 年 度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	0	0	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	5	0	0
自己居住用不動産等向け	11	0	0
抵当権付き住宅ローン	0	0	0
貸借用不動産関連向け	0	0	0
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	0	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	0	0
証 券 化	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0
上記以外	0	0	0
合 計	16	0	0

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
  - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
  - ③ 3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれません。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 8. CVAリスクに関する事項

- ◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要  
CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しております。
- ◇CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）  
CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っていきます。

## 9. マーケット・リスクに関する事項

- ◇リスク管理の方針及び手続等の概要  
「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりマーケット・リスクを管理しています。
- ◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

## 10. オペレーショナル・リスクに関する事項

- ◇リスク管理の方針及び手続の概要  
「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、各種手続きによりオペレーショナル・リスクを管理しています。
- ◇BIの算出方法  
BI（事業規模指標）の額は、ILD C（金利要素）、SC（役務要素）及びFC（金融商品要素）を合計して算出しています。  
なお、ILD C、SC及びFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。
- ◇ILMの算出方法  
ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無  
該当ありません。
- ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無  
（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）  
該当ありません。

## 11. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

### ① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	0	0	0	0
非上場	2,165	2,165	2,165	2,165
合計	2,165	2,165	2,165	2,165

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
0	0	0	0	0	0

### ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
0	0	0	0

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
0	0	0	0

## 12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	0	0
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

## 13. 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用リスク管理規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

#### ◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日としてIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、ヘッジ等による金利リスクの削減は行っていません。

#### ◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta E V E$ の算出方法に関する変更はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項  
当JAでは、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクの計算を実施していません。

#### ② 金利リスクに関する事項

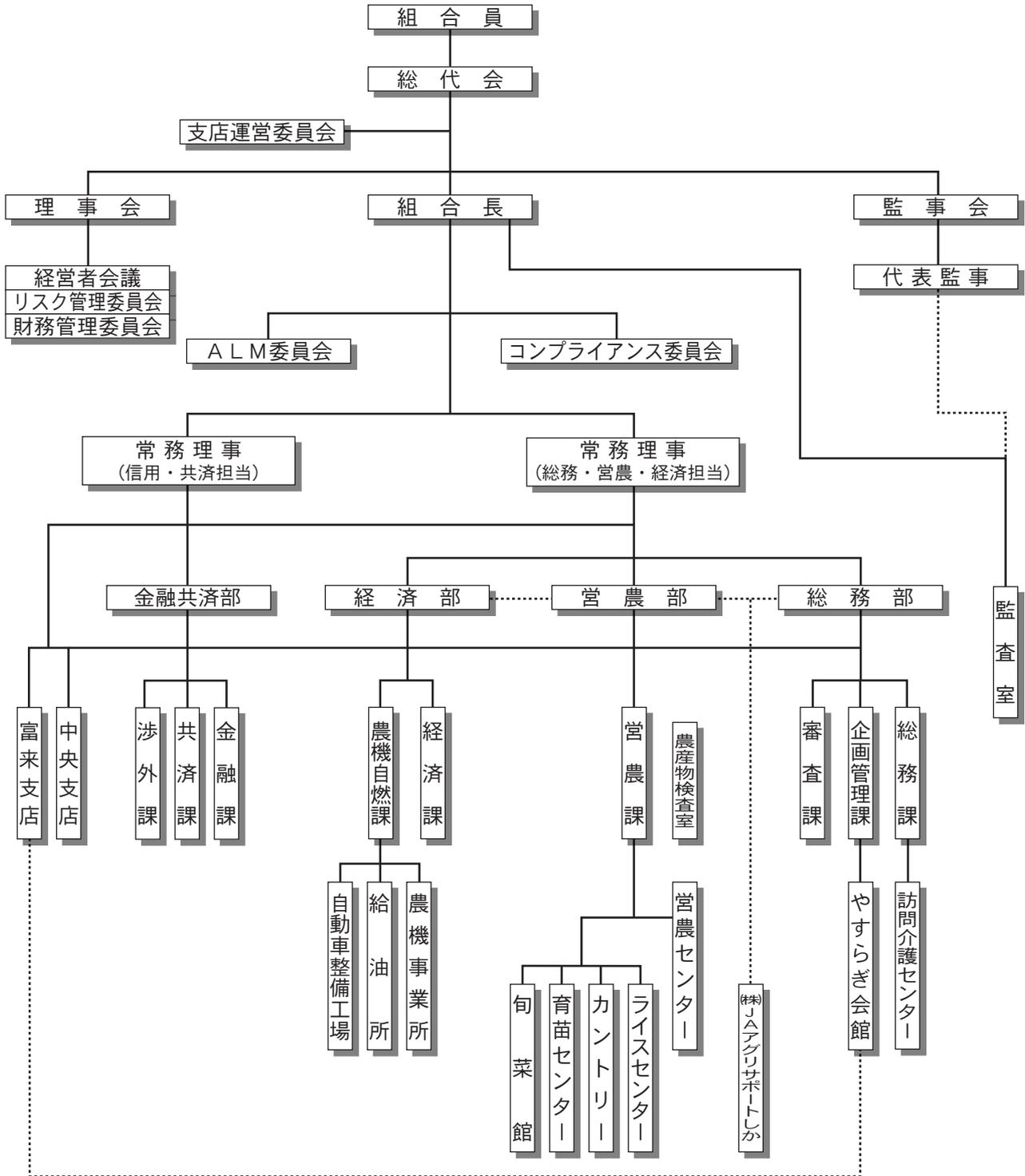
(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		前 期 末	当 期 末	前 期 末	当 期 末
1	上方パラレルシフト	1,316	1,750	110	131
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ス テ ィ ー プ 化	1,199	1,453		
4	フ ラ ッ ト 化	0	0		
5	短 期 金 利 上 昇	16	97		
6	短 期 金 利 低 下	7	0		
7	最 大 値	1,316	1,750	110	131
		前 期 末		当 期 末	
8	自 己 資 本 の 額	3,400		3,690	

# 【JAの概要】

## 1. 機構図

令和7年3月31日現在



## 2. 役員（令和7年6月末）

役職名	氏名	役職名	氏名
代表理事組合長	新谷 克己	理事	田頭 善彦
常務理事	岡塚 忠浩	〃	細川 一元
〃	谷内 雅人	〃	大矢 秀造
理事	吉野 成明	〃	畑中 正夫
〃	高井 政義	〃	岡 清之
〃	大石 守	〃	裏 貴大
〃	谷山 秀信	代表監事	藤田 修一
〃	幸地 厚子	監事	小橋 敦郎
〃	笹谷 秋美	〃	高山 孝
〃	古川 勇二	〃	須間 伸一郎

（注）監事 高山 孝は農協法第30条第14項に定める員外監事であります。

## 3. 組合員数

（単位：人）

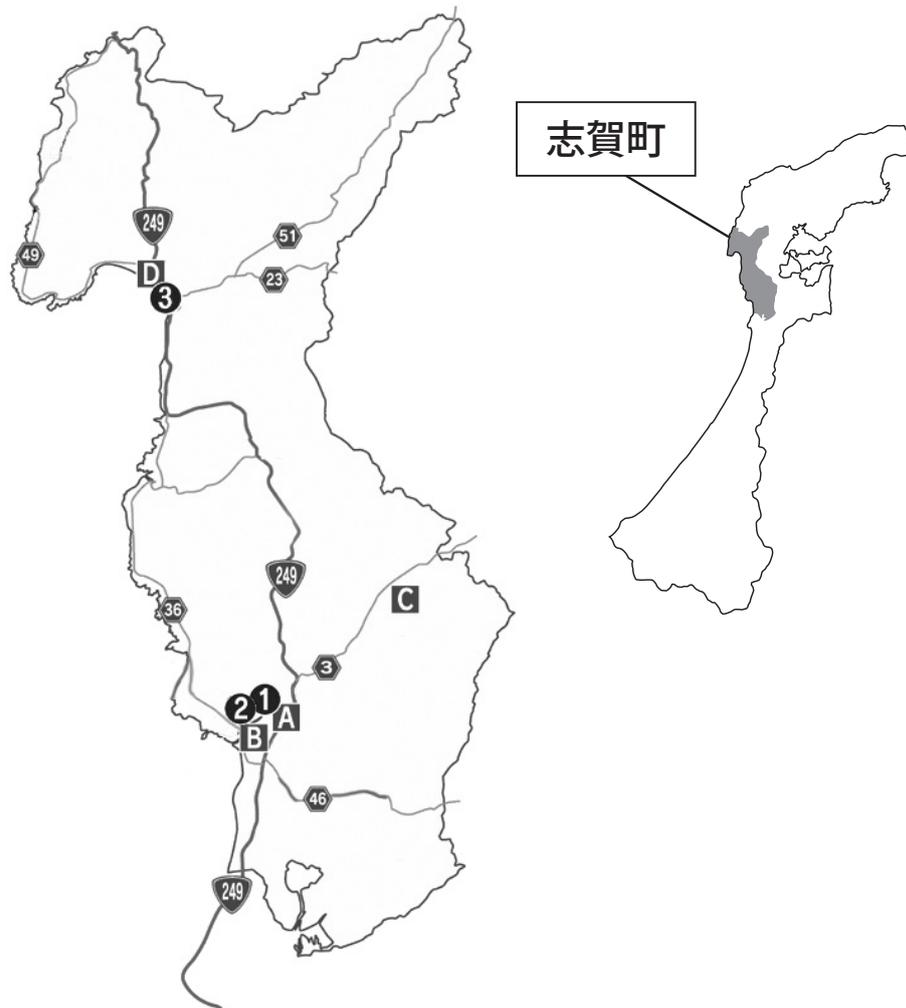
種類	令和5年度	令和6年度	増減
正組合員数	3,310	3,191	▲ 119
個人	3,277	3,159	▲ 118
法人	33	32	▲ 1
准組合員数	1,869	1,847	▲ 22
個人	1,849	1,827	▲ 22
法人	20	20	0
合計	5,179	5,038	▲ 141

## 4. 組合員組織の状況

組織名	構成員数	組織名	構成員数
支店運営委員会	87名	大根部会	5名
生産組合（集落組織）	121団体	ナス生産部会	3名
ころ柿部会	98名	甘藷部会	5名
西瓜部会	9名	花卉部会	5名
南瓜部会	18名	旬菜館	265名
白ねぎ部会	10名		

（注）生産組合（集落組織）は、外部の協力組織です。

## 5. 地 区



## 6. 沿革・歩み

昭和41年4月に、中甘田・高浜・下甘田・志加浦・堀松・加茂・上熊野の7農協が合併し、「志賀農業協同組合」として発足しました。

昭和46年にカントリーエレベーター設立、同年県農業大会にて県知事表彰を受け、昭和48年に育苗センター完成と大規模農業施設を早くから設立し、昭和54年には味噌加工場完成と優良農協として全農より表彰を受け、昭和57年に大豆・麦乾燥調製施設、平成4年には西山西瓜選果場の落成も行い、地域農業振興に邁進してまいりました。

近年においては平成10年に配送センターを稼働、志賀町育苗センターを竣工、平成11年には志賀町カントリーエレベーター、平成16年には志賀町低温自動ラック倉庫が稼働し、基盤となる農業施設の充実と低コスト農業を目指し他事業とのタイアップを試みて、組合員への還元を追求した総合事業の展開を図ってきました。

平成19年4月1日には土田農業協同組合、富来町農業協同組合と合併。

令和3年5月24日より中甘田・下甘田・志加浦・加茂・上熊野・土田支店を廃止し、中甘田・高浜・下甘田・志加浦・堀松・加茂・上熊野・土田地区を管轄する中央支店を新設致しました。

今後も「信頼され愛されるJA」を目指し事業機能の強化に努めてまいります。

## 7. 店舗等のご案内

(単位：台)

店舗・施設の名称	所在地の住所	電話番号	CD・ATM 設置台数
本店	〒925-0154 羽咋郡志賀町末吉新保向1	0767-32-1155	0
中央支店	〃	0767-32-1160	2
富来支店	〒925-0453 羽咋郡志賀町里本江乙221番1	0767-42-2111	1

店舗外CD・ATM 設置場所	所在地の住所	CD・ATM の区別	営業日 (平日・土・日)
高浜ATMコーナー	〒925-0141 志賀町高浜町ク-56-1	ATM	平日・土・日・祝日
土田ATMコーナー	〒925-0202 志賀町代田へ-12	ATM	平日・土

## ディスクロージャー開示項目対比掲載ページ

### <概況及び組織に関する事項>

1. 業務の運営の組織…………… 63～66
2. 理事及び監事の氏名及び役職名……………64
3. 事務所の名称及び所在地……………65

### <主要な業務の内容>

4. 主要な業務の内容……………11

### <主要な業務に関する事項>

5. 直近の事業年度における事業の概要……………5～7
6. 直近の5事業年度における主要な業務の  
状況を示す指標……………29
7. 直近の2事業年度における主要な事業の  
状況を示す指標

#### ① 主要な業務の状況を示す指標

- a. 事業粗利益及び事業粗利益率……………30
- b. 資金運用収支、役員取引等収支及び  
その他事業収支……………30
- c. 資金運用勘定並びに資金調達勘定平均  
残高、利息、利回り及び総資金利ざや  
……………30
- d. 受取利息及び支払利息の増減……………30
- e. 総資産経常利益率及び資本経常利益率  
……………42
- f. 総資産当期純利益率及び資本当期  
純利益率……………42

#### ② 貯金に関する指標

- a. 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金、  
その他の貯金の平均残高……………31
- b. 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金  
及びその他の区分ごとの定期貯金の残高  
……………31

#### ③ 貸出金等に関する指標

- a. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び  
割引手形の平均残高……………31
- b. 固定金利及び変動金利の区分ごとの  
貸出金の残高……………31
- c. 担保の種類別の貸出金残高及び債務  
保証見返額……………32
- d. 用途別の貸出金残高……………32
- e. 主要な農業関係の貸出実績……………33

#### f. 業種別の貸出金残高及び当該貸出金

残高の貸出金の総額に対する割合……………33

#### g. 貯貸率の期末値及び期中平均値……………42

#### ④ 有価証券に関する指標

##### a. 商品有価証券の種類別の平均残高

……………該当なし

##### b. 有価証券の種類別の残存期間別の残高

……………37

##### c. 有価証券の種類別の平均残高……………36

##### d. 貯証率の期末値及び期中平均値……………42

### <業務の運営に関する事項>

8. リスク管理の体制…………… 8～10
9. 法令遵守の体制……………9
10. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化  
のための取組の状況……………2～3
11. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容  
……………10

### <直近の2事業年度における財産の状況>

12. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分  
計算書…………… 12～26
13. 貸出金にかかる事項
  - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
……………34
  - ② 危険債権……………34
  - ③ 三月以上延滞債権……………34
  - ④ 貸出条件緩和債権……………34
  - ⑤ 正常債権……………34
14. 自己資本の充実の状況…………… 43～62
15. 次に掲げるものに関する取得価額  
又は契約価額、時価及び評価損益
  - ① 有価証券…………… 36～38
  - ② 金銭の信託……………38
  - ③ 金融先物取引等…………… 該当なし
16. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額  
……………36
17. 貸出金償却額……………36
18. 法第37条の2第3項の規定に基づき  
会計監査人の監査を受けている旨……………29



## 志賀農業協同組合

〒925-0154 石川県羽咋郡志賀町末吉新保向1  
TEL.0767-32-1155(代) FAX.0767-32-2899